

令和3年第4回

定例会会議録

会 期

令和3年12月 8日（水）から
令和3年12月16日（木）まで

会 議 日

令和3年12月 8日（水）
令和3年12月16日（木）

東 串 良 町 議 会

令和3年第4回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 令和3年12月8日 午前10時00分
散 会 令和3年12月8日 午後 3時29分

出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔（午後から欠席）

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

8番 上園 ミキ 9番 宮地 利雄

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 浜屋 啓子 書記 大園 保広

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	田尾 勝
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	天神 康男	農地課長兼農業委員会事務局長	前田 秀一
会計管理者	有嶋 義昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田 輝幸
総務課長	江口 勝志	社会教育課長	吉留 潤一郎
農林水産課長	瀬戸山 雅樹	総務課長補佐	上野 史生
福祉課長	吉永 広史		
税務課長	東水流 勝		
建設課長	宮地 利行		

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度東串良町一般会計補正予算（第 6 号））
- 日程第 7 議案第44号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第45号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第46号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第47号 東串良町地籍調査推進委員会条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 11 議案第48号 令和 3 年度東串良町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 12 議案第49号 令和 3 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第50号 令和 3 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第51号 令和 3 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 一般質問

一般質問の目次

質 問 者	質 問 事 項	掲載ページ
小川 香織	1.医療費助成制度の現物給付(窓口負担無料)について	p. 8～
	2.公共施設や教育現場における生理用品の配布について	p. 13～
	3.学童保育料金について	p. 20～
前田 隆	1.補正予算附帯決議への対応について	p. 25～
	2.消防組合議会への要請活動等について	p. 25～
瀬戸山 譲一	1.みどりの食料システム戦略について	p. 34～
	2.獣害対策について	p. 38～
	3.振興会について	p. 39～
	4.確実な政策実行について	p. 41～
児玉 勇治	1.地震対策について	p. 45～
	2.学校施設長寿命化計画について	p. 48～
牧原 完治	1.交通弱者への対策について	p. 50～
	2.大隅肝属地区消防組合構成から脱退し、独立することについて	p. 53～
上園 ミキ	1.政策提言の対応について	p. 58～
宮地 利雄	1.消費税のインボイス制度への対策について	p. 72～
	2.行政のデジタル化対策について	p. 75～
	3.加齢による補聴器の助成について	p. 78～

会 議 の 経 過

開 会 午前 10 時 00 分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和 3 年第 4 回東串良町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、8 番 上園ミキ議員及び 9 番 宮地利雄議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第 2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第 2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 16 日までの 9 日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 16 日までの 9 日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります案のとおりですので、御了承願います。

~~~~~

### ◆ 日程第 3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第 3 諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情の 2 件は、お手元に配りました陳情書の写しのとおり、教育産業常任委員会に付託しましたので、報告します。

また、議長及び町長の報告、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価

## 会 議 の 経 過

報告書（令和２年度事業分）については、お手元に印刷して配付してありますので、報告を省略します。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~  
◆ 日程第４ 同意第２号 教育委員会委員の任命について

議 長（田之畑）

日程第４ 同意第２号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。同意第２号 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

東串良町岩弘２２８６番地２の中園朱美さんを教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

提案理由は、教育委員会委員の任期満了によるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、同意第２号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

会 議 の 経 過

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第5 同意第3号 教育委員会委員の任命について

議 長 (田之畑)

日程第5 同意第3号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

同意第3号 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

東串良町川東1594番地の末村玲子さんを教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

提案理由は、教育委員会委員の任期満了によるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、同意第3号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東串良町一般会計補正予算（第6号））

議 長（田之畑）

日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東串良町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

令和3年度東串良町一般会計補正予算（第6号）につきましては、子育て世帯への臨時特別交付金事業に係る補正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

会 議 の 経 過

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度東串良町一般会計補正予算(第6号))を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

- ~~~~~
- ◆ 日程第 7 議案第44号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
 - ◆ 日程第 8 議案第45号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - ◆ 日程第 9 議案第46号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - ◆ 日程第10 議案第47号 東串良町地籍調査推進委員会条例を廃止する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第7 議案第44号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてから日程第10 議案第47号 東串良町地籍調査推進委員会条例を廃止する条例の制定についてまでの4件を一括議題といたします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

それでは、ただいま議題となりました議案第44号から議案第47号までを御説明申し上げます。

初めに、議案第44号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙における選挙運動

会 議 の 経 過

の公費負担に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

公職選挙法の一部改正に伴い、町議会及び町長選挙の選挙運動費用を公費負担とするため、必要事項を本条例において定めるものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第45号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

健康保険施行令等の一部改正に伴い、東串良町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第46号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び全世代対応型社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の公布に伴い関係条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

最後に、議案第47号 東串良町地籍調査推進委員会条例を廃止する条例の制定について、御説明申し上げます。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく東串良町地籍調査推進委員会条例については、町内一円の地籍調査は既に終了していることからこの条例を廃止するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

- ◆ 日程第11 議案第48号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第7号）
- ◆ 日程第12 議案第49号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- ◆ 日程第13 議案第50号 令和3年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
- ◆ 日程第14 議案第51号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議 長（田之畑）

日程第11 議案第48号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第7号）から日程第14 議案第51号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題といたします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました、議案第４８号から議案第５１号までを御説明申し上げます。

初めに、議案第４８号 令和３年度東串良町一般会計補正予算（第７号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億２，４２１万５，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ６４億２，２００万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表 繰越明許費」によるところでございます。

また、地方債の追加、変更は、「第３表 地方債補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第４９号 令和３年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２５７万４，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ１０億９，１５３万９，０００円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第５０号 令和３年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第３号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２９万７，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ９億９，８９９万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

最後に、議案第５１号 令和３年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９９万１，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ１億６７９万８，０００円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

◆ 日程第１５ 一般質問

議 長（田之畑）

日程第15 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1 番 小川香織議員。

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

おはようございます。本日7名の質問通告が提出されております。そのトップバッターとして3点の質問を行います。

現在、日本に多大な影響をもたらした第5波と言われる新型コロナウイルスの感染は収束傾向に向かい、多くの自治体が経済の再開やこれまでの生活を取り戻すべく力を注いでおります。病床使用率に関しましても余裕のある状況で安心して医療を受ける体制が確保されてきたのだと安堵しております。しかしながら変異株への置き換わりや新たな感染拡大に対する警戒など、今後も安心して町民が生活できるよう協議し続けなければならない状況であると考えています。

今回の三つの質問は、そういった危機的状況下でも安心して、産み、育てることのできる環境を強く要望する声を頂きましての質問となります。町長、教育長におかれましても、ぜひ前向きな答弁を頂けるよう、切に望みます。

まず最初の質問ですが、医療費助成制度の現物給付について、町長にお尋ねいたします。

令和3年第3回東串良町議会定例会、令和3年9月29日開会の日程第4 発議第4号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書、日程第5 発議第5号 医療費助成制度の現物給付を求める意見書を提出いたしました。その際、議事録にも記録されておりますが、意見書提出に対する趣旨説明も行いまして、意見書提出に対する思いを理解していただけたのではないかと存じております。これらを踏まえ、町としてこの制度に対する問題をどのように捉え、どのような働きかけを行ってきたのか、お答えください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

医療費助成制度の現物給付につきましては、三反園前鹿児島県知事が自身の選挙公約とされたことから、まずは非課税世帯への未就学児からスタートし、本年4月1日医療分から同じく非課税世帯の高校生までに拡大されたところでございます。医療費助成につきましては、重度心身障がい者や独り親世帯に対する医療費助成があることも御承知のとおりでございます。本町では、保護者等の扶養を受けている18歳までの子供の医療費の実質無料化に県内でいち早く取り組んでいるところでございます。

議員お尋ねのこの制度の問題点ということもありますが、18歳までの無料化という点においては、少子化対策や子育て世帯への支援という観点からも全く問題はないものと考えております。

また、申請方法も一部の者を除き国保連合会が代行して行うなど、改善も図られているものと承知しております。議員おっしゃるように課税、非課税に関係なく全ての子供、医療費の窓口負担を無料にすることにつきましては、国のペナルティーも含め、国保保険者である鹿児島県において検討されるべき課題であろうと考えておりますので、現段階において特段町からの働きかけは行っておりません。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今答弁いただいた内容で問題点はないということをおっしゃられましたが、もう一度なぜ問題点がないかをお答えいただいてよろしいでしょうか。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（吉 永）

今、町長から答弁がありましたとおり、制度としては全く問題がなく、しかも本町におきましては、この18歳までという助成をいち早く取り入れてまいりましたので、そういった面においては問題ないということでございます。

また、問題点という部分をどの角度から見ていくのかという、その視点の違いもその問題点として取り上げるのかどうか、そこは今申しましたように、どの角度からこの制度について見ていくのか、そこによって変わってくるものと思います。今、私どもが考えておりますのは、この制度としては非常に子育て世帯の皆様方には安心できるそういう制度だという意味で問題はないということで今町長も答弁をされたところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

それでは、この問題点がないという答弁から特段働きかけのほうもされないのではないかとちょっと受け止めたんですけれども、質問通告にもありますように、今後町として働きかけを行い、問題点に対応していくのかについてお考えがありましたらお

教えてください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

この制度の問題点が見えていたのかということでございますが、先ほど答弁いたしましたとおり、この制度は鹿児島県が創設したものであり、制度開始からさほど時間もたっておりません。また、県におきましても制度設計に当たっては様々な検討をされ、事業を始められたものと推察いたします。私ども市町村の立場は、制度開始に伴い、問題点を探すのが役割ではなく、制度の周知を図ることが求められているものと考えておりますので、問題点が見えていたとかおっしゃる議員とは見解を異にするものでございます。しいて申し上げるならば、全ての子供たちの窓口負担無料化を実現しようとするのであれば、県や市町村という自治体の制度ではなく、国の政策として行うべき事業ではないかと考えております。その他、本町だけの考えでいえば、進められませんので、申請事務など改善を図る必要があるものと思われまますので、積極的に声を上げていきたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今、答弁の中で積極的に声を上げていくということと言われたんですけれども、どのように積極的に、どの内容について声を上げられていく予定ですか、お示してください。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（吉 永）

今町長が答弁されました積極的に声を上げていくということでもありますけれども、先ほど町長も申されましたように一部の医療費助成の部分が申請事務において窓口で申請をしなければならないとか、そういった部分もございます。これは最初の御質問の中でもありましたけれども、答弁の中でもありましたけれども、国保連合会が一部その申請を代行して行っている部分もございます。同じようにその申請を一回一回保護者の方が申請しなくてもいいような、そういうシステムに変えていけるのであれば、それが一番保護者の方にとってもスムーズな申請方法になるのではないかと思います。先ほど町長が申しましたとおり、これはシステムの改修でありますとか、また、

全ての市町村が同じような考え方で事を進めませんと、これは進められる事業ではございませんので、このようにそういったお声がありましたら、そういった声を上げていきたいと、そういう意味で答弁をさせていただいたところでございます。よろしいでしょうか。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今いただいた説明でとても分かりやすかったですけれども、今おっしゃったように一部の保険対象者は窓口での申請をしなければいけないということで、保険の加入に関して申請の手続の負担というのが異なっていくというまず問題があるのかなと思います。これが一つの問題点であって、そもそも医療費助成については、多くの地方自治体、そして県を含めて意見書や要望のほうが出ているとおり課題がたくさんあると思っております。制度自体に問題がないということに対して私は今回の質問通告を出させていただく中で少し疑問に思うところであります。

まず、先ほど言われた国の役割だということでありましたけれども、この制度は市町村が実施主体として、県はその補助を行っているとは私は認識しております。その中で9月に行われた鹿児島県の議会のほうで塩田知事は、窓口負担ゼロや手続の簡素化など重度心身障がい者と家族の利便性の向上や経済的負担の軽減を図るため、制度変更について、現在検討を行っている。一方で、制度変更に伴う県や市町村の財政への影響も考慮する必要があることから検討に当たっては都道府県の調査や市町村との協議、調整を行い、慎重に進める必要がある。また、市町村の意見も参考にして制度見直しを検討する方針という議事録が載っておりました。つまり関係ないというわけではなくて、皆さん医療を受ける対象者でありますから、この問題にどう向き合って、どう声を上げていくかというのは本町にとっても大切な問題、課題であると思っておりますけれども、その点について町長はどのようにお考えでしょうか、お示ください。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（吉 永）

今、小川議員のほうから御指摘がありました点については、承知をしているところでございますが、先ほどから申しておりますように、まだ県のほうからそのことに対して意見を求められるとか、そういった段階にはございません。そのような形で協議の場を設けられれば、先ほど申しましたような様々な実務上の点を改善してほしいとか、そういった部分につきましては、様々な意見を申し上げたいとは思っておりますけれども、現段階ではそのような状況にはないということで御理解いただきたいと思います。

います。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

この制度に対して、ある地方自治体では、まち・ひと・しごと創生総合戦略の福祉医療の在り方として検討事項に入れているところもあるとおっしゃっております。それほど全国的にも子供の医療費無料化を拡充する自治体というのが広がっております。

医療費助成制度は、なかなか難しい問題であると思いますので、要望書のほうを私も出させていただいたんですけれども、やはり子供を育てる上で安心した仕組みづくりというのは、自治体で考えるべき内容だと思っております。先ほど福祉課の課長のほうからお話があったように窓口だけで支払いをして、後日お金を支払うシステムをなくすようにできればということでしたが、鹿屋市ではそのような取組を既に10年から20年でしたかね、実施して行っているとおっしゃってございました。内容としては医療窓口のほうに医療費をお支払いするときに申請書を書き、その際、その医療事業者が役所に出す申請書を代わりに書いていただき、そこを別な事業者がひと月に1回回収されるそうです。そういうことをされると、独り親とかなかなか仕事で再度お休みをとって役場のほうに申請する負担というものも軽減されますので、このように医療費助成制度について関心を持たれている子育て世代、障がいを持たれている当人、また御家族の方も安心して医療を受けられると思います。いろいろなところが様々な声を聞き、様々な取組をされております。本町におきましてもそのような情報をきちんとまとめ、本町でどのようなものができるかどうか検討していただくことは可能だとは思いますが、そのように検討することも難しいでしょうか、お伺いいたします。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（吉 永）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃいました私どもも近隣の状況というのはつぶさに調べているところでございます。確かに独り親世帯とか、重身の方々は、申請に来られるわけですが、今議員のお話ですと、そういうのも既に実施しているところもあるということでございますので、十分また情報を収集して、必要なできる改善は図っていきたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。



1 番（小 川）

今課長のほうから様々な情報を確認しながら今後協議、検討していただけるというような答弁を頂きました。また町としてもほかの自治体はこの問題についてどう取り組んでいるのかを個人的に調べさせていただきましたが、首長のほうで要望書を出す、また県のほうで県知事との協議の際にこの問題を取り上げるなど、首長自身もそのように活動していらっしゃるというお話も聞きましたので、町長におかれましても今後この課題についてどう働きかけを行うか、再度お示しいただけたらと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今議員おっしゃるとおり担当課長とまた協議しながらこれは検討していきたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

次に、公共施設や教育現場における生理用品の配布について質問いたします。

まず、教育長にお尋ねいたします。

本町における小中学校等の教育機関への生理用品のトイレ設置について、貧困、教育の観点から常備すべきと考えますが、教育長の見解を示されたい。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

お答えいたしますが、私のほうは学校の関係分についてのみ答えたいと思います。

議員の御心配はごもっともなことだと思います。子供たちの生理用品につきましては、以前町長からも問合せがあり、学校には準備してありますとずっと答えてきております。小学校、中学校ともに消耗品として購入できるように計上してあります。保健室に常備してありまして、児童生徒は必要に応じて利用しているところです。そこで今後トイレに常備するかどうかにつきましては、小学校と中学校の違いなんかもあると思いますので、養護教諭と相談して、各学校の対応に任せたいと考えているところです。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

前向きな答弁をありがとうございます。こちらのほうにニュースというか新聞というものがあつたのでコピーをしてきたんですけれども、参考になればと思って今情報提供させていただきたいと思います。

こちらの一つのタウンニュースは、2021年6月11日、中井町のほうでされている取組についてピックアップされたものです。こちら2021年11月1日現在の人口が9,115人です。本町におきましては11月30日現在で6,566人です。小学校が2つ、中学校が1つと本町と同じような体制になっております。こちらのほう、町立小中学校3校の女子トイレを生理用品を設置して、これまで保健室に備えていたが、児童生徒が生理用品について心配せず学校生活を送れるように配慮したと書いてあります。また、県内では、市立小中学校28校の女子トイレに置き始めたということも記載されております。

こちら京都新聞2021年12月8日のものに関しては、生理の貧困が叫ばれる要因になって以降、関東などの一部自治体でナプキンを学校のトイレに置く取組が始まったと記載されております。保健室で渡していたが、生理であることを申告しなければならない児童生徒の羞恥心に配慮したということも書かれております。トイレ配置は全国的に広がりつつあり、東京都多摩市が3月に始め、その他自治体も続き、最近では名古屋市が一部の学校で試行的に実施する方針も示したと書いております。東京都都立学校は254校で2学期からトイレ配備を進めております。トイレトペーパー同様、いつでもためらいなく入手できることが安心につながるためということになっております。先ほど教育長が前向きな御答弁を頂いたんですけれども、一つ疑問があるんですが、例えば各学校に任せてしまうと統一した制度というか、安心して子供たちがこういった羞恥心であったり生理的な現象に対する対応が個々に違ってくるのではないかというのを危惧いたします。そうすると、できれば教育長のほうで統一して学校に配置する、保健室に配置するというのを見解を述べられて、整備していただけたらなと思うんですけれども、そういったことは難しいのでしょうか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

先ほども申し上げましたけれども、こうしなさい、ああしなさいじゃなくて、もう既に学校のほうは保健室のほうにも準備はしてあるということで、トイレに絶対置かないかとかいうことをこっちに言うつもりはないというつもりで、もし、トイレに置いたほうがいいなこの際、と養護教諭、学校のほうで判断すれば、それは一向に構

わないですよ。それに関わるのはまた予算関係であればお願いもしていくし、ただ、今までに小学校中学校のほうからトイレにずっと置いていいかとか、そういう質問も何もなかったんですね。だから保健室で対応する形で対応できているといえますか、今のところ困ったというようなことは特に聞いていないものですから、それ以上のことは言っていなかったというだけであって、もうずっと前から買えるようにしてあると。もしトイレに置くとしたら、入れておくものとか、そういうものも買っていいということも言っておりますので学校の判断というのは、そういう意味の学校の判断で、こっちから一概に中学校はこうしなさい、小学校はこうしなさいというつもりは今のところは予定していないという意味です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

ありがとうございます。教育長のほうからは、トイレのほうに配置しても構わないと、予算についても必要であれば検討するということを述べられていたということで、現在、なぜ行われていないかということについてはちょっと私も分からないんですが、今回の質問通告を通して、もしかしたら小中学校のほうにも安心して子供たちが生理用品の受け渡しができるような制度が整っていくのかなと思います。ただ一つ質問なんですが、なぜ全国的に保健室ではなく、学校のほうにナプキンの配置、整備が進んでいるかということについて、教育長はどのように考えているか、もしあればお示しください。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

特にそれについて話をしたことはありません。校長会とか教頭会でも随時話をまた改めてしていこうとは思いますが、そこでいろんなのが出てきたら、もちろん対応していいとは言っているわけですから、そういう範囲で。その時点でいいんじゃないかと思っております。全国的にどうのこうのというのは、新聞で一時期物すごい生理困難というか、そういう問題が出ましたよね。その辺からかもしれませんけれども、実際現場のほうから何も上がってきていないものだからどうですかということころまでは言っても、その前にこっちであしなさい、こうしなさいというレベルのものなのかなというふうに思っているところです。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

## 会 議 の 経 過

### 1 番（小 川）

では、次に町長に尋ねます。本町における公共施設への生理用品のトイレ設置について貧困、福祉、教育の観点から常備すべきと考えているのですが、町の見解を示していただきたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

役場庁舎を含めた公共施設については、現在のところ生理用品のトイレ設置は考えておりません。教育施設と公共施設は異なりまして公共施設利用者につきましては、基本的に自己責任での対応をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

### 1 番（小 川）

今の答弁から町のほうでは、今後トイレ設置のほうは検討されていないと、教育とは違い、生理的処置というのは自己責任という考えであるからだということでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほど申し上げたとおりでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

### 1 番（小 川）

町長、先ほど述べたとおりということでしたが、私の見解と町長の見解が違ってはいけませんのでどうぞ私の質問に答えていただけたらと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

役場庁舎内のことでしょうか。もうさっき言いましたけれども、公共施設利用者については、基本的に自己責任ということで対応をお願いしたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

ほかの市町村をこのように毎回出すのもどうかとは思いますが、ある市議会のほうで意見書のほうが提出されました。政府がまとめた2021年度から第5次男女共同参画基本計画で生涯にわたる健康支援として、特に女性の心身の状態は年代によって大きく変化する特性から、リプロダクティブ・ヘルツ・ライフ、ライツの視点が重要視され、その中でも生涯にわたる健康の基盤となる心身を形成する10代から20代前半の重要な時期に対して、月経を含めた保健の充実の推進が明記されていると書かれています。このことから、生理に関する支援というのは教育機関だけのものではないかということが分かると思います。また男女共同参画ということでしたら、本町にも関係がないというわけではないと思いますが、その点はいかがでしょう。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃるとおり、そういう声とかそういうものが上がってくるならば、関係課とも語りまして、設置できるものならば設置していきたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

前向きな答弁をありがとうございます。教育長のほうもおっしゃったように、声になかなか上がってこないということでしたが、皆さん、月経についてどれほど御存じでしょうか。そんなに簡単に声を上げてこれをこうしてほしい、月経はこうだということをそもそもふだんからお聞きすることがあったのでしょうか。町長、教育長のほうにもしそういったことが身近にいつもあるよということでしたらお示してください。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

あまりよく趣旨が分からなかったんですが、子供たちが実際にどうこう、小中学生について、例えば昔に比べて小学生でも早い子は4年生、3年生でもという、そういう事例も聞いたりはしています。だけど、私自身がその子に会ってどうこうということはもちろんありませんので実態は分かりません。ただ、生理がどうこうということは、一応ですけどね、分かっているつもりです。だから中学校のほうには、今の生理用品とは別に中学校は制服ですので、卒業するときに保護者に呼びかけてスカートをせめて寄附できるものはしてもらえませんかという呼びかけをしたらどうかと、そういうのを準備しておく、万一のときを考えてですね。そういったことも話をしたことがありました。何もそういうことを考えていないというんじゃないなくて、一応今のところはそういう手だてはできているんじゃないかなと。学校の関係の養護の先生とかとも話しても特別こういうことで困ってますとかいうのが上がってきていないということで、子供が直接我々に言いにくことは多分議員おっしゃるようなんじゃないと思うんですね。そういうふうに解釈していただければと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今学校関係では教育長が話したとおりですけれども、公共施設につきましては、今おっしゃる男女共同参画の関係もあるだろうと思いますけれども、そういう中で月経とか、そういう言葉自体もなかなかそういう年代に合ったあれもあるだろうと思いますけれども、私、孫がちょうど中学校1年生ですけれども、もちろん生理は来てますけれども、そういう形で、こういう生理用品について公共施設に云々ということはまたさっきも答えましたけれども、福祉課とも語りまして、そういうふうな準備できるものなら準備したいと思っておりますので、以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

ありがとうございます。今の質問をなぜしたのかという形で思われたと思いますが、生理というのはすごく不定期だったりとかすることがあります。個人個人で量も違えば、周期も違くと、始まりも違います。特に小中学校は生理が始まる最初の段階ですので、いろいろな不安と、そして実際に起こる対応に子供たちは課題を抱えたりしていることは十分にあり得ると思っております。生理を実際に体験していなければなかなかこの課題については真摯に取り組んでいただけないのではないかなと思ってお

ります。先ほどもおっしゃったように制服のスカートを準備していらっしゃる、保健室にナプキンを用意してくださっている。これは本当に素晴らしい取組であると思うんですが、例えばトイレに行って、生理が始まり、生理というのは自分の意思では止められません。つまりずっと血が出ている中で保健室まで歩かないといけないんですよ。そういったことを考えると、その子はどれだけの羞恥心、また心に傷を負うのかなと思うと、やはり学校に対するナプキン、トイレに身近に手が届くところにある、そういった救済支援というか、政策を考えていただけると子供たちの心のケアというか、そういった面でもすごく助けになるのではないかなと思います、お伺いしたところでした。ただ、教育長がおっしゃったように支援をしないわけではないと、要望があればするということでしたので、今後なかなか声が届けにくい制度でもありますので、女性の保護者、もしくは職員の方にもでもお話をしながらこの必要性について、協議していただけたらなと思います。実際、小さい頃の記憶を思い出したときにナプキンをスカートに入れていてもいつあるか分からないので、そもそもそれを入れていること自体が私のときはすごく嫌でした。そして量が分からないので1枚か2枚かナプキンの量も分かりません。そういった中で先生に私、今生理ですと。ナプキンが足りませんと、そういったことを言うのにどれくらいの勇気が要るのかなと思うと、やはりそこは配慮していただけたらなと思います。

次に、生理の貧困が社会問題となる昨今、生理用品を防災備蓄品の更新に合わせて配布する取組も注視されています。しかし、本町においては、防災備蓄品の中に生理用品が含まれていないと思っているんですが、今後防災備蓄品の中に生理用品を含め、備蓄する考えはないか尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃるとおりでございますけれども、経済的な理由のほか、羞恥心によりまして、購入にためらいがあることや家族の無理解により生理用品が十分に入手できないほど生理の貧困が以前からあったようではございますけれども、コロナ禍の影響によりまして、この問題が深刻化したものと思われまします。町といたしましてもこの問題を真摯に受け止め、防災備蓄品として生理用品等の購入を既に年度内購入を指示したところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

ありがとうございます。生理用品の備蓄品について整備されていたということで少

し安心いたしました。今後学校のほうで生理用品のほう、必要になるようでしたら備蓄品の中からあれも期限がありますので、回すというか、貧困の家庭にお配りするか、配布をされるとか、そういった面も含めて検討していただけたらと思います。そういったことも今後考えていらっしゃるのでしょうか、お示してください。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
家庭に配るようなことはいたしたくないと思います。・・・聞き取り難し・・・ようなことじゃまた困りますので、その家庭においてもいろいろ事情はあるだろうと思いますので。  
以上です。

議 長（田之畑）  
1 番 小川議員。

1 番（小 川）  
生理用品など年をとっている私でもなかなか声に出すようなことではないという恥ずかしさを持っていますが、それでも大事なことなので今回は質問をさせていただきました。教育長、町長を含め前向きな御答弁を頂きましたので、次の質問に移りたいと思います。  
最後の質問になります。学童保育料金について質問いたします。  
定額制である学童保育料金を保護者の所得や2人以上の子供が利用する場合、また独り親家庭などへの生活負担の軽減に配慮した減免、免除、助成金補助等を子育て支援の観点から検討すべきであると考えますが、本町はこのことに関してどのようにお考えを持つかお尋ねします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
現在、町内には青葉・豊栄児童クラブと柏原児童クラブの二つの児童クラブがあり、町には年間3, 400万円あまりを委託料として支払っているところでございます。その負担割合は、国、県、町、それぞれ3分の1となっておりまして、町も約1, 100万円を放課後児童健全育成事業委託料として支出しているところでございます。  
また、現在の利用状況でございますが、青葉・豊栄児童クラブの登録者が75名、柏原児童クラブが42名の登録となっております。議員お尋ねの保護者の所得や利用人数、独り親家庭への配慮など子育て支援の観点からもこれらの方々の利用料につい



てはさらなる補助を考えないととのことでございますが、保護者が負担されているのはおおむねおやつ代と夏休みに朝から利用される際の昼食代として支払っていただく部分でございまして、いわゆる生活上の実費となる部分でございます。

児童クラブを利用される方の保護者負担は、児童クラブの利用の有無にかかわらず、どの御家庭でも支出する部分となりますので、免除や助成を行うことは考えていないということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

ありがとうございます。今答弁いただいたように児童クラブに関する今保護者が負担してるお金というのは、実質にかかるおやつ代、昼食代ということで御説明がありました。私の今回質問をさせていただいた趣旨は、保護者の方から小学校、中学校、そして幼稚園、保育園、所得制限、独り親に対する補助があるのに、なぜ学童に入っ  
て、そういったものがないのか。東串良は子育て支援を応援しているのに、子供の年  
が年子であったり、重なればこの学童費もなかなかの負担になるということで、町と  
してどのように考え、負担について公平ではないんですね、収入が低い、そして独り  
親、弱者と言っ  
てはいけないんですが、そういった困っている方に対する支援という  
のを検討できないのかどうかという声を頂いたので、今回質問をさせていただいてお  
ります。その点を踏まえて町長に再度お伺いいたします。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（吉 永）

これは様々御家庭の事情というのはあろうかと思います。しかしながら、今町長が  
答弁しましたように、ここはおおむねおやつ代とそれから夏休みに朝から利用される  
方々の昼食代という部分でござい  
ますので、やはり生活上、家にいらっしゃってもど  
うしても食費とい  
いますか、そういう部分は必要になる部分でありますので、その  
部分までですね、先ほど言いましたように御家庭の事情はいろいろあろうかと思いま  
すけれども、そこを補助することについて、果たして住民の理解が得られるのかどう  
か、非常に私はそこは疑問に思うところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

ありがとうございます。今おっしゃるとおり、町の財政などの状況も考えるとなかなか難しい問題ではあると思います。今お答えいただいた答弁は行政の事情ということで受け止めます。町長にお伺いします。町長としては子育て支援の観点からこの問題についてどう考えるか、御答弁いただけませんか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

結果的には福祉課長と一緒にすけれども、子供に対しては児童手当とかいろいろございますので、手当としてはあげておりますので、その点については御理解いただきたいと思いますと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

私も子供を育てておりましたので、児童手当のありがたさ、そして町の手厚い福祉サービスのありがたさ、重々に承知しております。しかしその中でもやはり学童保育に対する保育料の負担があるという声が実際にありました。そのことで、今児童手当があるからとか、そういった声があるということを踏まえて例えば本当に全員ではなくてもいいんですが、どの程度の方がいらっしゃるのだろうか、どの程度の予算がかかるのであろうか、その予算はつくることができないのかというような試算を出すとか、そういった協議も難しいなりにもされる必要があるのではないかと思うんですが、その点についてはいかがお考えでしょうか、お答えください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

我が町、子供たちに対する思いというのは強いものがありまして、給食費も2,000円の補助をしております。普通の学校であるならば、満額、中学校だと4,300円、小学校では3,700円払うはずです。ですから、手厚いことをやっておりますから、もうそれ以上は今のところ考えておりません。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

最後の質問になりますが、町として子供や子育て、教育に関する予算の優先順位をどのように考えているかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

本町の子ども子育て、教育に関する予算については、毎年平均で約10億円を予算計上しております。本予算額は、全体予算の15%から17%を占めております。優先順位を明確にお答えすることはできませんけれども、本町の全体予算を考えると非常に高い状況にあり、私の政策の重点的課題の一つでございますけれども、子供に夢をとというものの実現に最大限取り組んでいる状況でございます。

主な事業といたしまして、例えば子育て世帯の経済的負担軽減と児童の健全な育成を図ることを目的とした、赤ちゃん健やか支援事業を令和3年度から、第1子目を3万円から5万円に増額いたしました。第2子目を5万円から10万円へ増額、第3子以降、10万円から第3子目を20万円へ変更、増額いたしまして、第4子目を30万円、第5子目以降100万円新設し、支給しているところでございます。また、子ども医療費助成を平成29年度から対象児童を中学生から高校生へ引上げを行っております。

教育については、給食費の助成や施設整備を随時行っております。施設整備については、池之原幼稚園を含め、町の全体予算を考慮しながら予算化及び事業を執行している状況でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

1番 小川議員。

1 番（小 川）

答弁ありがとうございます。先ほども申し上げたとおり、本町における福祉サービス、福祉事業の充実というのは、私も恩恵をありがとうございましたので重々に承知しております。しかしながら、やはり充実していないところも多々あります。例えば継続された事業に関しては今町長のほうが御答弁された内容でよろしいのかと思いますが、それ以外のところは全然整備されていないのではないかと感じます。例えば、子育てに関して言いますと、保健所のほうしか授乳施設がないということを以前も言わせていただきましたが、授乳するところがないと。外を回って授乳するために保健所のほうまで行けばいいということでしょうが、わざわざ暑いのにベビーカーを引いて役場のほうに用事があるのに行かないといけない。ほかにもトイレのことについては、洋式

## 会 議 の 経 過

があって、その洋式の便座が大きくて子供が落ちそうになると。別なところでは、子供用の便座という形で設置するものがあるのに、ここにはないと。トイレの洗面台が子供用につくっていないので届かないといろいろあるんですけども、学校のほうに、小学校に対しても池之原小学校、すごく急な坂があります。上るのも怖いですが、下りるのも怖い。学校に新入学生の保護者が学校に送り迎えをするんですけども、毎回怖くてドキドキすると。こういったいろいろな声が上がってきております。町として安心して子供を産み、育てるといような観点から、やはり教育に関する継続した事業もですが、そういった小さなというわけではないですけども、そういった局所的な観点も必要だとは思いますが、今後そういったところに関しても予算のほう、優先順位をつけて検討していただけるかお答えいただきたいと思います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
今、議員おっしゃったとおり、授乳室とか、そういう池之原小学校の急な坂道とかいろいろ検討させていただきたいと思っております。  
以上です。

議 長（田之畑）  
1 番 小川議員。

1 番（小 川）  
ありがとうございます。最後の質問、全体で10から15%の予算を割いて子供の支援、教育に関する事業のほうを展開していただけるという言葉も聞き、また今後も子供たちのことを考えていろいろな見直しというか、政策を行っていただけるということでしたので、どうか子供たち、そして住みやすいまちづくりのために御尽力いただけたらと思います。  
これで私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）  
ここで5分程度、暫時休憩いたします。

|       |   |          |
|-------|---|----------|
| 休     | 憩 | 午前11時07分 |
| <hr/> |   |          |
| 再     | 開 | 午前11時14分 |

議 長（田之畑）  
それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7番 前田 隆議員の発言を許します。

7番 前田議員。

7 番（前 田）

それでは、私も通告に従いまして、大きな項目で2点ほど質問をさせていただきます。

まず補正予算附帯決議への対応についてであります。6月議会で補正予算の附帯決議を議会は全会一致で可決いたしました。池之原大隅線の測量設計予算は凍結状態であると考えておりますが、町長の考えをお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

町道等の事業計画につきましては、広域的な道路網の整備、防災上の避難道、また交通事故防止対策にも配慮し、高齢者や障がい者、そして子供など交通弱者が安全で快適に利用できる一体的な道路整備を過疎地域自立促進計画に基づき進めてきております。6月議会で議会より、今行う必要はあるのかとの意見もありました。池之原大隅線の測量設計業務委託料は、次年度以降の事業といたしまして、今回、令和2年度から継続整備中である石油貯蔵施設設置立地対策等交付金事業である、町道豊栄馬越線の測量設計業務委託料として組み換えさせていただきました。

以上です。

議 長（田之畑）

7番 前田議員。

7 番（前 田）

今町長の答弁で、馬越線と言えば、この下の役場の通りですか。この大隅線との改良の要望書も出されているようですが、いずれは近いうちにここもまた改良をしないといけないと思うんですけども。

2番目に附帯決議では池之原大隅線より優先すべき道路を指摘しているが、これらの道路への対応について、ただいま町長から答えを頂きましたので、次の質問に移らせていただきます。2番目に、消防組合議会への要望活動等についてであります。この件に関することで、同僚議員が今年の12月議会で一般質問をされましたが、また同じ時期に総務民生常任委員会でも消防組合の負担金等の在り方について閉会中の調査事件として調査を行った経緯があります。そのときの一般質問で、同僚議員の本町の消防組合の負担金は、鹿屋市、肝付町、錦江町、南大隅町と比べて、なぜ我が町

だけがこんなに高いのかという指摘をしましたが、人口1人当たりで比較すると一番負担率の低い鹿屋市より、本町は2.5倍も高くなっているとの質問に対して町長は、本町は、備蓄基地があるために、他市町よりも負担金が高くなっている。このように負担金を多く支払っているにもかかわらず、備蓄基地のために購入した車両も本町にないことは非常に問題であるし、また、生命、財産は平等であると思うので、負担金についても人口割にするなど組合議会で引き続き協議し、他市町の理解を求めたいとの答弁であったが、このときのやり取りを聞き私自身消防組合は、大隅肝属管内の人の命を守る、人々の暮らしを守るといった同じ目的をもって設立された組合なのに、なぜ構成市町の負担金がばらばらなのかと疑問を持ったところであります。

また、町長が答弁した備蓄した基地があるために消防組合へ多くの負担金を支払っているにもかかわらず、備蓄基地のために購入した車両もなぜ本町にないのかとふいに思ったところではありますが、消防組合の執行機関の在り方、管理者、副管理者などが鹿屋市で占められている。このことも議論されていたが、このことも含め町長はこれまで組合議会に対してどのような行動をとったのかについて、順次尋ねていきます。

まず1番目に消防組合の負担金の市町間の平等を図るためにどのような活動をされたのか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

消防組合は、行政の能率化、効率化を目的に、昭和52年に設立され、44年が経過したところでございます。市町村合併により、構成団体数が減少し、少子高齢化などの進展など管内の状況も様変わりしております。併せて自然災害などを考慮した上での老朽化した施設の建替えなど、財政負担が生じる急務な問題が生じております。時代が変化する中であって、引き続き安心安全で安定した消防防災業務に資するためには、組合への在り方など構成市町の十分な協議を要する時期が到来しているのではないかと思います、消防組合議会において、負担金等を協議する機会を設けていただけるよう幾度となくお願いを行ったところでございます。協議の場を設定していただけなかったところでございます。

また、一方では、消防組合議員から宮原町長は何をどうしてほしいのかという具体的に説明してほしいとの声もありましたので、本町の消防組合議員3名の連名にて消防組合議会全員協議会の開催を消防組合議会議長をお願いいたしましたところ、残念ながら開催の運びとなりませんでした。

以上が主な活動内容でございます。

議 長（田之畑）

7番 前田議員。

7 番（前 田）

今町長の答弁を聞きましたけれども、大隅肝属地区消防組合議員の中から報告書を頂いております。この中にも全員協議会を開催されない理由も書いてありますが、ちょっと納得のいかないような理由でもあります。

また2番目に人口割が平等であると考えてるが、他市町の組合議員に理解を図られているのか、尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

負担金の見直しについては、人の命は平等であり、誰にでも分かりやすい一律平等な人口割で算出していただきたいと思います。また管内は一つという観点からも人口割が妥当と思いましたので、全員協議会の開催をお願いしておりましたが、開催に至りませんでした。しかしながら11月1日に首長会議が開催された折に人口割への見直しの説明をいたしました。残念ながら他市町の皆様方から理解を得ることはできませんでした。詳細な内容につきましては、総務課長に説明させます。

以上です。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

今町長のほうからありましたとおり、私のほうで詳細な説明をさせていただきたいと思います。

先ほど町長からもありましたとおり、現在の負担金の算定の方法につきましては、必ずしも組合規約から見て、誰もが見て分かるような計算方法で導かれていないと、そういうふうに見られるわけございまして、私どもも住民や議会への明確な説明ができるか疑問が残るところもございまして、また、組合設立当時と条件が違って来ると。例えば市町村合併、あるいは組合設立当時なかった石油備蓄基地の建設等、状況が違って来ます。当然に負担金についても見直しをするべき時期に来ているのかなというふうにも思っているところでございまして。

さきの消防組合、令和2年11月においても、市町村合併が進み、1市4町での組合運営となりました。見直すべきも多々あるんじゃないかと。見直すべきは見直すべきであろうというような提案もあったところでございまして。従前から申し上げますとおり、組合負担金につきましては、基準財政需要額の消防費を基に算定しているということで私どもも重々理解しているところでございまして、それにしても人口1人

当たり、先ほど前田議員のほうからありましたとおり、最大2.5倍の開きがあると。あまりにも差があるようでございますので、是正するために人口割を提案したところという経緯もございます。

負担金算定については、基準財政需要額の備蓄に関わる密度補正ということで、その部分で多額の負担を他市町よりも強いられているにもかかわらず、いわゆる署所、いわゆる消防署、あるいは分署の配置もなく、備蓄基地があるための2点セット、消防車両ですが、それも配置されていないことに疑問を感じているところでございます。そういう観点からも人口割を提案したところでございます。

具体的な数字について申し上げさせていただきたいと思いますが、まず負担金でございます。現状を申し上げますと、基準財政需要額に基づいて算定しておりますが、鹿屋市が11億3,377万5,000円、東串良町が1億8,367万3,000円、肝付町が3億541万7,000円、錦江町が1億4,924万7,000円、南大隅町が1億5,117万円となっております。これを人口割にしたときの差額でございますが、東串良町につきましては、9,231万9,000円の減額となります。肝付町につきましては、9,548万9,000円の減額になります。錦江町につきましては、4,730万5,000円の減額になります。南大隅町につきましては、5,396万9,000円の減額となります。おのずと減額になった部分につきましては、人口の多い鹿屋に負担が生じるわけでございますが、鹿屋市といたしましては、2億8,908万3,000円の増額になるというところでございます。この資料につきましては、消防組合の提供資料に基づく部分でございますので確認をさせていただきたいというふうに思います。

次に、私が作成したんですが、単純に出動割合に計算させていただきますと、令和2年度の部分で割り振りますと、鹿屋市の出動件数が火災・救急を含めて4,668件、現在の負担金と比較しますと2億460万9,000円の増額になるようです。東串良町は火災件数が8件、救急件数が339件、計347件でございます。出動割合でいきますと、うちは8,418万3,000円の減額と、それから肝付町につきましては、火災件数が12件、救急件数が766件、計778件でございます。肝付町におきましても出動割合でいきますと8,235万3,000円の減と。それから錦江町につきましては、火災件数がゼロ、救急件数が490件で、875万7,000円の減額と。それから南大隅町が火災件数が5件、救急件数が420件、計425件、2,931万6,000円の減額と単純に出動割合でいけばこのような数字にもなるようでございます。

それと先ほど2.5倍の人口割にしたときに、人口1人当たり2.5倍の開きがあるということでしたが、この辺も消防組合からの資料によりますと、令和元年度で申し上げますと1人当たり鹿屋市が1万285円、東串良町は2万5,830円、肝付町は1万8,606円、錦江町が1万8,544円、南大隅町が1万9,599円という結果であるようでございます。鹿屋市以外につきましては、先ほどから言いますように負担金が増額になるわけでございますが、他市町、先ほど町長から言いましたとおり、肝属4町の首長会議では理解が得られなかったというところでございます。



以上です。

議 長（田之畑）

7 番 前田議員。

7 番（前 田）

あとの質問をしようにもちょっとしづらいような説明を全部頂きましたが、人口割は平等であると考えるが、他市町の組合議員に理解を図られているのかという問題ですね。今のこの数字を見てみますと、我が町は9, 200万円、肝付町は9, 500万円、錦江町が4, 700万円、南大隅町が5, 300万円、これだけ減額になるのに、何でこの組合の議員の方々、我が町を除いたほかの、鹿屋市は別ですよ。鹿屋市は自分のところが高くなるから反対するのは当たり前ですけども、何で肝付、錦江、南大隅の議員は、この消防組合の議員は何で反対をするのか、その辺がちょっと納得がいかないですよ。ちょっとおかしいのか、頭がおかしいのかというぐらい思います。これだけ我がまちも減るのに9, 000万円ですよ、年間。9, 000万円も減額になったら物すごく大きな仕事ができると思うんですよ。そこら辺をちょっと、委員からの話を聞きますと、町長、児玉議員、牧原議員、一生懸命説明をしているけど、なかなかそれを受け入れてもらえないというような話も多々ずっと今まで聞いてきましたからね。今日はこの問題をちょっと質問してみようかなと思ひまして。せっかく考えてきたんだから、次の質問をさせてもらいますが、令和4年度の消防組合負担金は本町にしわ寄せとなっている部分の解消の見通しは立っているのか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

負担金の見直しについては、本町の主張だけでなく、組合議員の中で協議すべきだと考えておりますので、引き続き議論していきたいと考えているところでございます。令和4年度の消防組合負担金については、先ほど述べましたとおり、消防組合議会議員全員協議会の開催には至らなかったことや他市町の理解が得られないため、例年どおり前年度基準財政需要額を基準とした積算となる見通しでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

7 番 前田議員。

7 番（前 田）

## 会 議 の 経 過

それでは、次に、備蓄基地の安全対策として、東部消防署に特殊消防車両を購入しているが、なぜ本町に車両の配備がないのか、それをお尋ねいたします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。

消防庁が定める消防力の整備指針第9条第1項の規定では、市町村区域内に石油コンビナート等の特定事業所がある場合には、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車をそれぞれ1台配置するものとされておりますが、ただし書きで他市町からこれらの応援出動を受けることができる場合には、この限りでないとされております。

また、同指針第9条第4項の規定では、大型高所放水車、泡原液搬送車等は消防本部または署所が管理するものとされております。本来ならば特殊車両購入時に配備する場所について協議すべきものであったと思います。現在は東部消防署に2点セットが配備されているところでございます。

議 長（田之畑）  
7番 前田議員。

7 番（前 田）  
それでは、次に車両の配備を本町に設置するよう要望したのか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。

本町といたしましては、石油備蓄基地の立地協定は、昭和59年ではありますが、消防組合の設立はそれ以前の昭和52年であり、東部消防署が建設された昭和53年には石油備蓄基地があるという点において、現在と状況が異なること、石油備蓄基地には、自衛消防隊が配備してありますが、公設消防は短時間で到達することにより被害の拡大を防止できることや、大型化学消防車等の2点セットは石油コンビナート等の大規模危険物災害に対応するために編成された部隊であることから石油備蓄基地所在地である本町に配備されるべきであると思います。本町は、交付税算定における消防費の基準財政需要額は、石油備蓄に対する密度補正により、負担金も多額の支出をしているにもかかわらず署所の配置もなく、2点セットも配置されていない状況は、石油備蓄基地を抱えているリスクについては措置されていないと感じているところでござ

ざいます。

以上のことから本町への東部署の移転もしくは分署の増設または車庫の設置を要望するため、先ほどから申し上げておりますとおり、全員協議会の開催をお願いいたしましたけれども、開催していただけなかったところでございます。なお、首長会議においては、説明いたしましたが、理解が得られない状況でありました。本町の要望詳細につきましては、総務課長に答弁させます。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

それでは、今町長のほうからありましたとおり、要望内容について説明をさせていただきますと思います。

現状といたしましては、東部消防署管内におきましては、緊急レスポンスタイム、いわゆる入電、電話が入ってから現場に到着するまでが10分以内であると。他市町に比べて短時間で到着できるということも含めまして、人件費などの費用負担の増が懸念され、本町以外の市町に御理解をいただけない状況もあります。そこで東串良町といたしましては、負担が増になることや分署等の建設費等において、構成市町に納得いただける案を説明するために、先ほどから言いますとおり、全員協議会の開催をお願いしたところでございます。残念ながら開催はしていただけませんでしたけれども、本町の最低限の要望は備蓄基地への対応として東部署に配備してある2点セット、大型化学高所放水車、泡原液搬送車を東串良に配備していただきたいということも考えておりました。そうした中で人件費につきましては、令和3年2月5日開催の主管課長会議において配布された資料もございしますが、それと並行いたしまして、東串良町議会総務民生常任委員会の依頼により、消防組合が作成した備蓄基地にかかる経費というような資料の基で皆様方も御覧になられたかと思いますが、備蓄基地にかかる経費は年額1億1,785万7,000円の備蓄基地に経費がかかっているという資料も頂きました。人件費につきましては、1人頭年額800万円で、12名分、9,600万円というこの資料に基づく数字でございます。私どもも800万円という数字を見て驚いたところもございしますが、町職員で800万円をもらっている方は誰もいないところでございます。しかもそれが800万円の12人分、9,600万円という資料が提示されておりますので、ちょっといささかこの部分はどうかかなという疑問は持っているところでございます。人件費といたしましては、大型化学高所放水車及び泡原液搬送車の対応人数として10名、それから予防として2名の職員配置がされているようでございます。先ほどから言いますとおり、この数字につきましては、消防組合が作成したということで、再度付け加えております。

今説明をいたしましたが、備蓄基地に関わる職員は、12名という表記がしておりますので、12名です。輝北分署、内之浦分署、佐多分署は11名で対応しているみたいです。職員数や人件費から見ても車庫のみならず分署の配置も十分可能ではない

かなと、人件費から見たらですね、そういう判断もできるのかなというところでございます。

次に、建設費、車庫の建設費になるわけでございますが、これにつきましても令和2年1月20日に開催された首長会議、いわゆる市町長会議でございますが、これも消防組合から示されまして、東部消防署庁舎建設事業費概算において現在地付近、今の下小原ですかね、そこに建設するとした場合については車庫部分については、まだ耐用年数が来ていないというために車庫を建設費として2億円の経費削減ができるという資料説明がなされたところでございます。その削減された2億円の経費を東串良町の車庫経費として充てていただきたいということも考えておりました。いずれにしても場所はどこであれ、車庫は建設の必要があるということを前提にこのような形で考えていたところでもございます。

以上のことから経費等について、負担を増やすことなく、石油備蓄基地への対応ができる体制を構築していただきたいということで、先ほどから何回も出てきますが、首長会議において説明を町長がしたところでございますけれども、他市町に理解が得られなかったという経緯でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

7 番 前田議員。

7 番（前 田）

町長ほか、我が議員の2名の方、総務課長、大変御苦労なことだと思います。

最後に、消防組合の管理体制について鹿屋市が担っている現状であるが、副管理者を3町で担当するなどの協議は進んでいるのかというのでちょっとお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

消防組合の負担金等につきましては、各町において、町長提案で町議会に示されるわけでありましたが、町議会で議員が判断されます。一方で町長はその負担金を今度は組合議員として管理者に対して質問するという立場になります。こういった点では矛盾が生じておまして、このようなことから構成市町の町長は管理者が副管理者になるべきであると考えます。また、令和3年3月議会で職員の人事について次のような質問がございました。現在の鹿屋市からの派遣職員数と給与の支出先はという質問に対しまして、組合側の回答は、令和2年度は1名で、給与は組合で支出しているとの回答でございました。次に、以前取り決めがあり、消防職員から消防長を任命したようだが、令和3年4月からどうされるのかとの質問に対しまして、現在人事案につい

て検討中でございますという回答でした。さらに、令和３年度も派遣職員は１名ですかとの質問に対しまして、鹿屋市の人事に関わることなので、現段階では未定との回答でした。

結果といたしまして、消防長は鹿屋市の部長級職員が、消防職員ではございませんけれども、派遣されております。また、総務課長も鹿屋市からの派遣であり、今までに例を見ない２名の鹿屋市職員が派遣されているようでございます。

以上のようなことから、鹿屋市を主体とした組合運営であるように思われ各構成町の町長が組合組織内部のことを深く理解するためにも、副管理者に構成町の町長がつくべきであると考えております。しかしながら先ほど述べましたとおり、消防組合議会全員協議会の開催には至っていないところでございます。この件の首長会議の結果については、組合議会で協議すべきものと意見が出されました。

以上です。

議 長（田之畑）

７番 前田議員。

７ 番（前 田）

ただいま６項目について質問を行いました。本件について、町長が率先して取り組んだ内容は本当に理解できたところでありますが、消防組合議会へ開催依頼した全員協議会が開催されなかったことは１２月３日に開かれた当議会の全員協議会で組合議員からも報告がありました。その開かれなかった理由として、令和３年９月１７日付で大隅肝属区消防組合議会全員協議会の開催依頼につきましては、内容が消防組合構成市町の主管課長会議等で協議されるべきこと、構成市町会議の開催が予定されていること等から議会全員協議会での協議にそぐわないと判断し、今回は開催をしないとのことだという回答書ですよね。ちょっとおかしいんじゃないのかなと思います、この回答書はですね。もうちょっと具体的にですよ、ここがこうだから、全員協議会を開催しないよというのであればですけど、この回答書をもらった、これですよ、ちょっとこれを読んで、ちょっとおかしいのかなというような感じはしました。

それでですね、この三つの提案事項、一つ目は東串良町内に２点セットの配備と車庫を整備することについて、二つ目は、関係市町の負担金策定に人口割を導入することについて、三つ目に組合議会の議員、執行機関の副管理者の見直しについてであったがいずれも重要な協議事項であると思うし、これら消防組合議会の正式な協議、調整の場である全員協議会で取り扱われ議論されなかったのはおかしくてなりませんよね。一体消防組合議会の全員協議会は何を議論、協議、調整するのかと不思議に思いますが、駄目は駄目でもそれぞれの市町の代表者で構成された組合議会で、十分な議論をするべきではないかと私は思います。

負担金問題については、市町長会議等で説明したとの話だったが、ほかの市町長からは理解が得られなかったとのことであつたが、今の負担金の在り方を人口割負担としての説明は総務課長からありましたけれども、鹿屋市は別として、本町、肝付町は

## 会 議 の 経 過

約 9, 0 0 0 万円、南大隅町、錦江町は 5, 0 0 0 万円というような、これで何で理解しないのかなという感じはいたします。どの町も 1 0 0 万円、2 0 0 万円でも不要な経費を減らしてその分を町民へのサービス補助に使おうと一生懸命になっていると思いますよ。十分な協議もされずに、理解されないのが残念ではありますが、本町も消防組合議会で構成する他市町も少子高齢化がますます進んでくる中で、近年想定を超える自然災害などが各地で発生していますよね。先に第一線に立って活動を行う消防、防災業務は私たちの暮らしを守る最も重要な業務であると思いますが、そのためにも今後も消防組合が引き続き安定した運営ができるよう、ここで十分な議論が必要であると思うし、その時期に来ていると思います。町長はこのようなことを考え、問題提起し、行動を起こしたとのことだが、研修や交流の場でほかの町の議員さんとも大いに話をしたいと考えているし、町長もこの問題に引き続き努力していくと考えるが、町長の考えをもう 1 回お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今議員おっしゃるとおり今後また協議に乗せるように、これからもまた議論していきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

7 番 前田議員。

7 番（前 田）

人の命を守る、人々の暮らしを守る、このことを共同で行うことを目的に設置され、設立され、現在は 1 市 4 町で運営している消防組合でありますよね。一律平等な負担で公正公平なサービスを受けられることがもっともであると考えてるので、町長の引き続いての取組をお願いして、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に、3 番 瀬戸山譲一議員の発言を許します。

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

ちょっと時間ありませんけれども、スピーディーにやっていきたいと思います。

まず 1 番、みどりの食料システム戦略について。東串良の農業政策に取り入れるつもりはないか尋ねることですけれども、これが農林水産省のホームページからダウンロードしたやつ、みどりの食料システム戦略について、大体 PDF で 8 9 ペー

ジの指針が出されております。食料農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーション実現というのがキャッチフレーズですけれども、これは今年の5月に出されております。各市町村にもこの指針は届いていると思うんですけれども、町長、これを見られましたか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

まだ見ておりませんが、みどりの食料システム戦略というのをこの間、新聞にも載っておりまして、農業はイノベーションの宝庫だということで枝元農林水産事務次官の方が講演されておりまして、そのことが新聞にも載ってございましたけれども、日本の農林水産業、食品の輸入額は9,000億円以上だが、総生産額のたった2%、米国や欧州の農業国があって50%になるということで、2020年の輸出額は新型コロナウイルスにかかわらず過去最高だったということで、これだけ食料が重要視されているということで、この19年には農業産物額は3年連続で鹿児島が北海道に次ぐ2位だということで、食料生産国ということですね。今年5月に策定されたみどりの食料システム戦略は、我が国の農業生産額の減少と、高齢化という国内の問題と地球温暖化に代表される環境の持続可能という国際的な問題を皮切りにあらゆるイノベーションの開発普及により、持続可能な農業を実現するとともに、2050年、カーボンニュートラルに対して農業分野として貢献しようとするものでございます。

その戦略について、本町の農業に関する項目として、化学農薬や化学肥料の低減と化石燃料を使わない園芸施設の意向が明記されております。特に施設園芸に対する化石燃料の制限は重油暖房機が使用できなくなることを意味しておりますので、適切な啓発と意向推進が必要だと考えております。また、国は今後の補助事業や税制など農業政策において、今回の戦略に沿った環境配慮に関する条件を付与する政策手法のグリーン化を決定しております。様々な制約が課せられることも予想されます。町といったしましては、その都度生産者の方へ適切な情報を提供してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

今答弁を聞いたんですけれども、具体性がないといけないと思うし、それからこの地域に即して何をやるべきかということがちょっと聞こえてこなかったんですけれども、今自分たち水土里サークルで、そして今農林水産課の方々にも協力をいただいて、外来種の問題にも取り組んでおります。その外来種の問題に取り組んでくださる

方が、中井先生、それからこの前は日鷹先生という方、それから峯山先生という方も来てくださって、先々週もちょっと来てくださってお話をしたんですけれども、この前、話の中でみどりの食料システム戦略の話が出てきて、今年の5月に発令されて、来年の4月1日から施行という形になりますけども、この前、愛媛大学の日鷹先生という方ですけど、各地域がこの問題に取り組めば、助成金、補助金の対象にもなりますよという話でした。それであの人たちがいわゆる助言とかアドバイスとか、もし欲しければ、私たちがそういういろんな指針とか政策にいろんな意見を取り入れて御協力できますよというお話を聞いたんですね。だからその中でさっき言った4月1日以降で、役場がいろんなそういう農業に対する政策方針とか、答申とか出せば、そしてそれを農林水産省に提示して認めていただけたら助成金、補助金の対象になりますよということでした。町長、その辺の認識はどうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今年5月にこれが策定されたわけですが、我が町としては、農業の町ですので、あらゆる手法を使って去年、一昨年、ずっと農業関係とか露地野菜とか畜産とか総会がなかったものですから、なかなかこういうことを語るあれをするのはなかったわけですが、今回は、来年度はまた総会が開かれるだろうと思っております。それで農家の皆様方にこれをまた伝えて、減農薬とか、減化学肥料という、化学肥料においては50%ですか、減の策定という。それで化学肥料については30%削減という、そういうことも考えて総会で順次農家さんと手を携えてやっていけたらと考えております。今、現在やっている削減というものを農林水産課長に答弁させますので。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。

みどりの食料システム戦略につきまして、まず本町で関係する部分ではございますが、具体的に御説明させていただきますと、有機堆肥センターを建設しまして、土づくりによる化学肥料や農薬を減らす取組を行ってきているところでございます。またピーマンについてはヒートポンプの導入を図り、重油の利用を減らす、CO<sub>2</sub>を出さない取組も行っているところでございます。またそのほか、施設園芸については、IPM栽培の取組、また施設園芸、露地野菜、水稻などの農家さんにおかれましてはエコファーマーによる環境保全型農業にも取り組んでいただいているところでございます。みどりの食料システム戦略につきましては、まだ具体的な内容等につきましてまだお示しがございませんので、今後国の動向を注視いたしまして、また関係機関とも連携



を図りながら必要な対策等につきましては適時適切に普及、推進を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

だから東串良でこれ農林水産省のこれからの日本の骨太となる答申ですよ。これを中心になっていくと思います。

それで今、農林水産課長から I P M も出ましたけれども、I P M の問題もこの 26 ページに出ております。26 ページに I P M の件が書いてありますけれども、この辺もちゃんと考えて、なぜこれも前回の一般質問で言いましたけれども、硝酸態窒素の件ですね、水道の。10 P P M という上限が東串良の今度新しいところは 8.7 あるということで、上限値に近いということで、そのことも含めていかに化学肥料、農薬の低減が必要かということですけれども、だから農林水産課長、今からいろいろ取り組んでくださるという話でしたけれども、これをちゃんとした町の町是として明確化して、町長自身が発信してもらいたいんですよ。だから減農薬、減化学肥料に取り組んでいると東串良町を P R することがいかに大事かということは、これは日本農業新聞に出たことで、これが直接的に関係はないかなということいろいろ考えたんですけど、大嘗祭ってありますよね、伊勢神宮で、天皇家に対して農産物を献上することですけれども、その中で日本農業新聞に、これちょっと同僚議員から頂いたコピーですけれども、志布志のピーマンが取り上げられているということで、自分たちは 3 年前、志布志のピーマンを見に行きましたけど、そこにいた技術員さんが、この前も言いましたよね、打倒東串良ということで、ピーマンで日本一になるんだということでした。そのメインとなる考え方が I P M でした。要するにそういうことをやって、注目されるピーマンということになって、とうとう志布志はこの大嘗祭にピーマンを献上することができるって、すごい偉業なんですよ。だからそういう発信というのは町長、東串良から本当にこれからの農業の根幹となるみどりの食料システム戦略、これに基づいて大きな指針を出していただきたいです。そしてさっき言いました、何度も言いますが、そこに国から認められると助成金、補助金の対象になるということで、そういう考え方を町長自身が強くアピールしてもらえませんか。どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほどお答えしましたけれども、今年 5 月に策定されただけですので、まだ指針については、まだ協議もしておりませんが、出てきた反面、町としてもそういう

## 会 議 の 経 過

今議員おっしゃるとおり、方針は進めていきたいと思っております。農林水産課とも協議しまして、進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

だから最後言いますけれども、先ほど申し上げた中井先生、それから峯山先生、それから日鷹先生とかも協力してくださるということです、ある意味自費で定期的にずっと東串良に来てくださっています。その辺は町長も把握して、その方々との話もするとかですよ、話を聞いていろいろ考えていったらいいんじゃないでしょうか。

では、次に移ります。

獣害対策についてです。現在の獣害被害の状況をお尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほどの議員のお尋ねですが、先生とかお越しになったら、ぜひ町長室に連れていただければありがたいんですが、自分だけでただするだけじゃなくて、ぜひ連れてきて、私にもお話を聞かせてほしいですね。ぜひそういう方を、自分だけのものにしないでですね。

獣害対策の状況を尋ねますということです。

お答えします。

本町の主な有害鳥獣被害はイノシシ、サル、タヌキでございます。まずイノシシに関しましては、過去に収穫前の水稻やサツマイモとWCS用稲のロール被害の報告を受けております。本年度もサツマイモとWCS用稲の被害報告を受けておりまして、悩ましい状況が続いております。イノシシの個体数は全国的に増加しており、本町でも令和元年度に14頭、令和2年度に16頭と捕獲の実績を上げておりますが、本年度も目撃情報が多数寄せられ、日々捕獲活動に取り組んでいるところでございます。

次に、サルに関しましては、昨年度のデータから夏場の出没はなく、12月頃から出没が見られ、2月から5月が最も出没した記録が残されております。本年度も今後出没が増加すると予想しておりますが、地域の皆様の御協力をいただきながら、追い払い活動に取り組んでまいります。

次に、タヌキに関しましては、町内全域で出没が確認され、特に畜産の牛舎関係、また園芸ハウスのハウス資材等において被害報告を受けておりますが、農作物が直接被害を受けた報告は少ないところでございます。タヌキの捕獲につきましては、町民の皆様方から多く問合せいただいておりますけれども、町でも捕獲用の箱わなを無

償貸出ししておりますので、有効に御活用いただきますよう周知を図ってまいります。

なお、有害鳥獣の被害状況につきましては、翌年1月にアンケート調査を実施する予定としております。調査結果が分かり次第、改めて報告させていただきたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

今の答えは、これからの獣害対策をどのように考えているか尋ねるということで、もうそこまで入っているような気がしたんですけれども。この質問をするようになった経緯というのは、肝付町のある議員さんがちょっと声をかけてこられて、一緒に肝付、大崎も松林、十数頭単位でイノシシが動いているということで大崎の議員さんと肝付町の議員さんから声をかけられて、一般質問でもちょっと尋ねてみてくれないかということで、大隅地域行政懇話会というのがあるみたいで知らなかったんですけど、こういうところでも話がされているということで、この肝付町の議員さんはワイヤーメッシュを3日前に内之浦の岸良にちょっと見けこんけと言われて見に行ったんですけど、みかん園なんか、イノシシに関しては物すごい効果を出してるということで、それから旧吾平町の神野地区もこのワイヤーメッシュ、このワイヤーメッシュは今朝頂いた南大隅町の議会だよりの中の議員さんが、ここにちゃんと写真をつけて出していらっしやいました。これもすごい効果を上げているということで、多分これから松林近辺も含めてイノシシの被害が相当出てくるんじゃないかなということを考えると、さっき言いました大隅地域行政懇話会で東串良感をいろいろ発信していただいて、ワイヤーメッシュは国からの助成金、補助金の対象になるそうですから、そこも早めに取り組んでいただければと思います。

では、次に行きます。振興会についてです。

高齢化で今後の振興会活動に支障が出てこないか懸念する声がある。うちの地域の唐仁地域ですけど、ある婦人の方が来られて、もう振興会活動で自分たちは年をとって、触れ回りももうできなくなったという話で、相当深刻だと。これから振興会活動はできないんじゃないか、どうすればいいんだろうかという声を頂きました。なかなか難しい問題ですけども、町長どのように考えていらっしやいますか、振興会活動も各地域がちょっと大変だということですが。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

町全体の65歳以上の高齢化率は、11月末日現在で、36.96%と非常に高くなっております。少子高齢化は本町に限らず、全国各地が抱えている課題でございます。すぐに解決できる問題ではありませんけれども、しかし、このような中、平成27年9月に当時の安倍総理は一億総活躍社会の実現を目標に掲げられました。一億総活躍社会は女性も男性もお年寄りも若者も家庭で職場で地域であらゆる場で誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会でございますと言われました。確かに高齢化が進んでいるのは間違いないことですが、高齢化でも参加できること、また、若者が参加しやすいこと、このようなことを各振興会において創意工夫をしていただければと思います。

議員の皆様も今まで以上に振興会活動に協力していただければありがたいなと思っております。当然のことながら役場職員においても縁の下の方力持ちとして地域活性化のために振興会活動への参加を今まで以上に呼びかけてまいりたいと考えております。

私が常々申し上げております、子供に夢を、若者にロマンを、お年寄りに愛を着実に実行して、人口増加、少子化、高齢化に対応することによって少しでも振興会活動の一助になればと考えているところでございます。

以上です。

議長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

これ全国的に物すごい難しい問題、これは全世界的にも問題になっていることだと思います。なかなか答えが出てこないんですけれども。たまたまテレビを見てたらNHKがこの問題を取り上げて特集を組んでおりまして、なかなか答えを出せる問題ではないという話でした。それでその中で一つ言えることは、行政がこの問題については指導していくべきだという話でした。それぐらいしか答えが出ていないんですけれども、要するにこれからは、よく災害のときに言いますけれども、自助、共助、それから公助がありますけれども、自分はこの前、清溪セミナーというところに出て2年前、風水害の災害を受けて孤立化して問題になったところでしたけれども、そこを地域コミュニティをつくって、じいちゃん、ばあちゃんなんか薬がない、食べ物がないということでみんなで取り組んで、宮城県の丸森町というところなんですけれども、すごく有名になりましたよね。地域が災害に見舞われたとき、地域自助、共助で老人の方々とか、地域の災害復旧なんか協力して大変有名になったところなんですけれどもこの元町長さんが来られて、ちょこっとお話をさせていただきました。それでなかなか時間がなくて、そのうち自分も議員の自主研修で丸森町に行こうかなと思っていましたけれども、コロナで全然行けなくて自分が今一番行きたいところの筆頭なんですけれども、どういうふうな地域コミュニティをつくっていくかということをこれから真剣に考えていかないといけないんですね。だからこのことに関しては、なかなか答えは出ていきませんが、これから執行部の皆さんと自分たち議会が本当に手

を取り合って、町民の皆様、そして町の地域、それぞれにどのように振興していったらいいのかということを考えていかなければいけないと思います。この問題について。

それで4番目、確実な政策実行についてというところにこの話を結びつけていきたいんですけども、何度も言ってます。このまま4番にうつりますね、時間もないし。正直言って、いつも言ってますけど、執行部の皆さんと議会とちょっとある意味でんでは方向性が同一でないといけないのに、何か全然錯誤をしてうまくいってない部分があるんじゃないかと正直思っております。そのことを何回も言っております。そのためにはやっぱり執行部の皆さん、特に町長と我々議会、コミュニケーションをとっていかないといけないと思うんですね。それが多分ないだろうと。例えば1年に4回この議会シーズンがありますけど、自分たちもここで、この前も言いました。言いつ放しで終わってしまっただけで政策実現をお願いしても成就したものは何一つないと。だから今議会にも議会活性化委員会というのができています。それでいろんなことに取り組んで、課題解決を図ろうということで今委員長、副委員長の皆さんもすごく奮発して頑張っていこうとされておりますので、これをただ議会だけのものに終わらせるんじゃないかと、議会執行部の皆さんと有機的につながっていくことが一番肝要ではないかと思っています。だからこの年に4回の議会シーズンがあつて、3か月間空白があるものだから自分は通年型の議会を持つべきじゃないかと、簡単に一言で言いましたが、要するに随時執行部と連絡を取り合いながら、そして問題解決を図るということをやさき言いましたが、それをやっていないんですよ。だからやるべきじゃないかと思いはここに書いてありますけれども、要するに自分たちが政策提言したことも実際執行部の皆さんがどんなふうに取り組んでいらっしゃるか、そのことに関して、町長が議事録を読んで、どんなふうにして指示を出しているか。あるいは何もしていないのか、その辺を確かめたく1か月に1回ぐらいでも協議会を持つようなことを提案したいんですが、どうでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今議員のおっしゃることは国会でもそうです、県議会でもそうです。同じパターンだろうと思いますけれども、町議会に限らずですよ。議員のおっしゃることは、これまで議員の一般質問でもお答えしてきましたけれども、議会と執行部の関係とは車の両輪のような関係であるべきだとももちろん思いますけれども、そのときにお答えいたしました聞く耳は持っているつもりでございますので、先ほど言いましたけれども、私と語りたかったらアポイントを取っていただき、いつでもお越しいただければお話ししますので、そのことはやっていただきたいと思いますと思っています。いつもドアを開けておりますので、私ら自身が、打合せをしない以上は。だからいつでもお越しいただければありがたいなと思っております。あくまでも政策を実施する者は、私町長を初めとする執行部でございます。議会の皆様は執行部が提出した議案の可否を判断され

るものでありますので、そこは認識していただきたいなと思っております。議会の皆様方の政策提言につきましては、費用対効果等様々な角度から検討いたしまして、実施すべきかと判断しております。議員の皆様方から提案された政策だからといって何の検討もすることなく実施できるものではございませんので、そのところだけは認識していただければありがたいなと思っております。限られた予算の中で事業は実施しておりますので、財源の確保、緊急性、必要性など優先順位があるということを御理解いただきたいと思っております。

また、定期的協議会のような執行部と議会との定期的な協議の場の設置についてですが、現在は議会定例会、臨時会の都度全員協議会が開催されます。その場において出席した課長級職員が議員の皆様方から様々な御意見を頂いていると思います。また、常任委員会や特別委員会等の開催時においても議員からの要請により担当課長や担当職員が出席し、課題などの説明等もしておりますので、さらには決算審査特別委員会報告により、政策提案も頂いているところでございます。現行の時事制度におきましては議員も承知のとおり、議会と執行部はそれぞれの職務権限を分担し、対立の原理を基本に相互に牽制し、均衡を保持しながら公正で効率的な運営を目指すとされております。議会と執行部では一線を画すとされておりますのでこれまで述べさせていただきましたことで御理解をいただきたいなと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

一線を画すというのはどういうことですか。

議 長（田之畑）

町長、発言を求めてください。

町長。

町 長（宮 原）

一線を画すというのは字のごとくですよ。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

具体的に言ってください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

執行部は、私自身は提案をします。議会はそれを判断し、チェックするところです。以上です。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

我々が提案したことも含めて言ってるんですよ。どうですか。この前言いましたよね。政策提案したことも議事録を町長読んでもらってますかと言ったら返事がなかったんですけど。だから自分たちが真摯に勉強したことを、研修したことを報告してあげるじゃないですか。それを読んでもらってますかと言ったら、この前も読んでませんでしたということでしたね。そういう基本的なスタンスから始まるんじゃないかと思って、これを質問しているところです。だからさっき言ったように、そういう乖離している部分があるから、これからどういうふうにして、執行部と議会がつながっていくかということ言ってるんですね。一線を画すとか何とかそういう言葉はこれから必要ないんじゃないかと思いますが、どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

一線を画すと、さっきも言いましたとおりですが、私や執行部が提案したものを議会はそれは審議し、チェックするところでございます。それと後ほど上園議員からも質問がありますけれども、あなた方が政策提言されたことも今後もまた応えていきますので、そういう形で応えていただければありがたいなと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

何か話があればとか、言いたいことがあれば町長室に来てくださいって、そういう答えじゃないと思いますよ。我々がこの本会議で言ったことがどうして実行されないのか。実行するかしないかはそちらの判断によりますけれども、そういうことは1回もないじゃないですかということです。我々が町長室に行ってお願ひします、かれこれこの問題について検討願ひしますって、自分はそうじゃないと思いますがよ。何で町

長室に行かないといけないんですか。この場でちゃんと場をもって言ってるじゃないですか。その辺のスタンスの変更というのは絶対必要だと思いますが、どうですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
議会から上がってきた政策提言については、私どもはするしないは費用対効果を考  
えて判断するものであってですよ、そのことだけです。別に何かありますか。

議 長（田之畑）  
3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

だからそのことに関して真摯は町長は取り組んでいるかということを前々回からず  
っと言ってるんであります。自分たちはこの場で一番本会議は議会の頂点に君臨して  
いますので、ここで言ったこと、本当に自分たちがいつも言うじゃないですか、年間  
7, 0 0 0 万円の予算を取って議会が真剣に勉強したこと、研修したことを真剣に受  
け取ってくださいって言ってるのはこのことです。それでそのことに関して町長は  
どのような、課長会なりいろんなところでお話をして、真剣に取り組んでいくか、そ  
れをチェックしたいからトレーサビリティチェックをしたいというところです。

以上です。だから、これから議会活性化委員会、いろいろありますけれども、そう  
いう方向性で自分も一生懸命取り組んでいきたいと思っていますので、町長室に行か  
なきゃいけないということは頭の中にありません。委員会とか、あるいは議会の控室  
に来て話をしてくださるじゃないですか。そのときにもちゃんと行ってますので、そ  
ういうところでこれからびしっと考えていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。  
だから1か月に1回程度の打合せ会を持つと言いましたけれども、そういう方  
向性でいっていかないとこれから厳しい中でやっていきますので、本当にいつも言  
います両輪で解決していかないといけない部分がたくさん出てくると思います。これか  
らそういうスタンスでいきたいと思っています。よろしくお願いします。

以上です。終わります。

議 長（田之畑）  
ここで暫時休憩いたします。

|       |   |    |       |
|-------|---|----|-------|
| 休     | 憩 | 午後 | 0時19分 |
| <hr/> |   |    |       |
| 再     | 開 | 午後 | 1時15分 |



## 会 議 の 経 過

副議長（西 園）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長が午後から所用のため、欠席となりましたので、副議長の西園が議事を進行します。

一般質問を続けます。

2 番 児玉勇治議員の発言を許します。

2 番 児玉議員。

2 番（児 玉）

通告に従いまして、2点質問させていただきます。

今、日本各地で地震が多発して心配しているところですが、1点目の地震対策について質問させていただきます。

町長に伺います。本町に地震の震度計は設置されているかどうかです。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

地震の震度計につきましては、役場庁舎の玄関を向いて南側のロビー内に設置しています。設置については、気象庁が定める震度計設置環境基準に基づき、鹿児島気象台の設置環境調査を実施した上で、鹿児島県が設置しております。

以上です。

副議長（西 園）

2 番 児玉議員。

2 番（児 玉）

令和3年10月6日の夕方、地震があったのですが、テレビで各地の震度が発表されたときに、大崎町が震度4、肝付町が震度4、本町は震度が3でした。以前から報道される震度が本町は隣接の町より比較して1度低い気がするのですが、最近点検が行われたかどうか伺います。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

震度計の点検については、先ほど述べたとおり、鹿児島県が設置したものであるために1年に一度、鹿児島県の委託業者が点検を行っております。

以上です。

副議長（西 園）

2 番 児玉議員。

2 番（児 玉）

震度が5までは1度違っても強さや生活にあまり支障は発生しませんが、これが6を超えると立っていることもできない。まず家具の転倒も発生して人命に危険を及ぼすことが大であります。それを考えると、今言われたとおり鹿児島県が点検もするという事なので、間違いはないと思うのですが、自分は修理か新しいのと思っていたんですけど、これは県の設置なので、何ということとはできないんですが、熊本の地震のように2回目の震度が1回目の地震より大きかった場合もあるわけです。今、町長が何回も言いますが、正確な震度だと県のやつだから思うのですが、もう1回ぜひこの辺を隣接、大崎町が4で肝付町が4で東串良が3ということは、それは東串良の土地が強度が強いとかそういうのであれば問題ないと思うんですが、この辺をもう1回県のほうにしてもらわねにいかないか、町長どうでしょうか。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

この地震について、先月の初めに、ちょうど大崎町におられたということで、井村准教授が東串良町に寄りまして井村准教授に、井村先生、こうして隣町が震度4であるのに、我がまちが震度3でしたと言ったら、いや、そういうこともございますよということで簡単な返事を頂きましたけれども、議員おっしゃるとおり、気象庁は正確な震度観測を行いまして、国民に対して防災上、不可欠な重要な情報として提供する必要があり、震度計の観測環境の経年劣化を把握するため、先ほど述べた点検とは別に点検環境調査を10年に1回程度実施しております。点検及び調査の中で震度計が不適切な状態であれば、鹿児島県が修繕や更新の措置をとっていただけるものと思っています。また改めて県のほうには申し入れたいと思っています。

以上です。

副議長（西 園）

2 番 児玉議員。

2 番（児 玉）

ただいま町長の話があったとおり、信じるか信じないかは分かりませんが、私としては、1度震度の度数を上げたので考えていきたいと思います。今の話で納得したところでございます。

続きまして、今年の9月に柏原小学校に所用で行って、校舎の屋上に上ったときに、その暑さに驚きました。そのとき、校舎は町民の避難の場所となっていますが、もし津波が7月か8月の真夏に発生した場合は、多くの人たちが熱中症や熱射病になるのではないかと、思ってこの質問をしたところですが、これについてはどうお考えでしょうか。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員がおっしゃるとおり、柏原小学校の屋上は津波の避難場所として整備しておりますけれども、屋上は日陰となるものがなく、熱中症や熱射病となるおそれがあります。しかしながら、本整備は一時避難場所として津波から身の安全を守ることを目的に整備いたしました。しかしながら、津波の危険性が解除された場合には、体育館などの施設に避難していただく予定でございます。

また、日陰対策となりますと、救難ヘリとの関係もございますので、今のところこの対策については特段考えておりません。

以上です。

副議長（西 園）

2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

今町長が言われたんですが、もちろん水が引けば教室、または体育館に避難すればいいわけなんですけど、どれぐらいの時間で水が引くか、その時間が分かりません。そう考えると、屋上でどうしても日陰が必要と思うのですが、今言われたとおり、もう1回聞きますけれども、その準備は何もされていないという、考えていないということでしょうか。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

今議員がおっしゃるとおり、津波の危険性がいつ解除されるか分かりませんが、このために身の安全を確保した上で、柏原小学校にある簡易テントなどあるものを一時的に活用できないか、またこれも前向きに検討したいと考えております。

以上です。

副議長（西 園）

2 番 児玉議員。

2 番（児 玉）

今町長が簡易テントなどと言われたんですけれども、私は朝、ここに来るときに車の中で、ちょっと今の質問のやつで何かねどかいと考えたんです。そのときに、私は以前遺跡に働きに行ってたんですけれども、黒い寒冷紗というのがあって、黒いネットなんですけれども、それを竹を自分たちで4本切ってきて、その寒冷紗のネットを結びつけて、それで竹のところに土のうを結びつけた糸を引っ張って、それで立てたのを覚えているんですよ。そうすると、屋上ですから、穴を掘らなくてもいいし、土のうが4つとロープとその黒いネットがあればいいわけですので、今学校には防災倉庫が設置されていると思うんですけど、お金もかからないし、津波が来るまではちょっと時間があるからそれを屋上まで上げてくれんかと。それを上げてちょっとした日傘にすれば、ちょっとした日よけにはなるかと思いますので、これは私のちょっとした経験なんですけど、またその辺も検討していただければと思います。

ちょっと地震対策とは関係ないかもしれないんですけど、本来学校は、子供たちが学ぶ場所です。その場所は近年は避難場所として使用することが多くて、私以前、池之原小学校の校門のところに避難用の手すりを使ってもらえないかと相談したことがあるんです。そうしたら子供たちが滑り台にして危険だからという理由で実現しませんでした。学校は子供たちが学ぶ場所ということが一番念頭に入れているんですけれども、また避難場所でもありますので、これを共存しながら安心安全な町民を守る場所であることを願ひまして、私の地震対策の質問は終わります。

続きまして、2点目の学校施設長寿命化計画の質問に移らせていただきます。

市町村は令和2年度までに学校施設長寿命化計画を策定する。幼稚園については、令和3年度までとなっていると思うのですが、既に整備したことや今後整備する予定を含めた計画策定について質問をさせていただきます。

まず、先ほど地震対策について質問をしましたので、校舎等の老朽化による地震に対しての3校の耐久性についてはどうでしょうか、教育長お願いします。

副議長（西 園）

教育長。

教育長（天 神）

お尋ねにお答えいたします。

令和3年3月に作成しました学校施設等長寿命化計画では、令和12年までの10年間、総額約10億円相当の改修計画が必要となっています。毎年改修工事で約1億円の費用が必要であり、財政的にも多大な金額が必要になるため、優先順位を決めて財政課と協議し、できるところから改修工事を行っていきたいと考えています。令和3年度は池之原小学校の用務室の改修工事を実施したところです。また、耐震関係で

## 会 議 の 経 過

すが、小中学校につきましては、平成１７年から平成２１年にかけて学校施設の耐震化の調査を行い、平成２２年に耐震化補強工事を行っています。またそれに伴い、外壁の打診調査も実施しており、耐震化の調査に基づいて地震に対する強度は十分にあるものと現時点では考えておるところです。

副議長（西 園）

２番 児玉議員。

２ 番（児 玉）

ただいま耐久性については十分理解したところであります。それとまた莫大な金額についてもちょっとびっくりしたところなんです、次は、トイレについてです。教室等は洋式化されていると思うのですが、体育館によっては男子トイレは洋式化されている部分もあるようですが、またこれと同等に体育館のエアコン設置は未設置だと思われま。この点についてはどうお考えかをお聞かせ願います。

副議長（西 園）

教育長。

教育長（天 神）

お答えいたします。

学校のトイレの洋式化は、学校の要望に基づいて改修をしていますので、全てのトイレを洋式化しようということは考えておりません。中学校の体育館の男女のトイレ、屋外の男子トイレ、南校舎１階の男女トイレと池之原小学校の体育館の男子トイレを除いては、各学校のそれぞれの箇所ごとに男女一つか二つを洋式化してあります。池之原小学校の体育館の男子用は学校の要望で数が減ってしまうものですから、その関係から１か所だけポータブルを置いてあるという状況です。

それからエアコン関係です。体育館のエアコンについてですが、以前、同僚議員から質問をされたこともありましたが、現状では体育館のエアコン設置は考えておりません。近隣の市町につきましても設置していない状況のようです。夏場の体育の授業等につきましては、換気を十分にし、児童生徒の体調を見ながら対応するよう学校ともまた今後話し、協議していきたいと考えているところです。

副議長（西 園）

２番 児玉議員。

２ 番（児 玉）

トイレの全てが洋式化されない理由と体育館のエアコン化されない理由については把握したところです。

最後に、障がい者に向けたバリアフリー化の整備が本町に計画されているかを伺い

ます。

副議長（西 園）

教育長。

教育長（天 神）

お答えいたします。

現状の校舎全てをバリアフリー化するとすると、多額の改修工事が見込まれます。長寿命化計画との兼ね合いも考えながら、必要に応じて考えていきたいと思えます。なお、教室等への出入りに支障を来す児童生徒は現在はいません。もし今後必要な事例が生じましたら早めに学校と実情を調査し、協議の上、早急に木製のスロープなどを設置するなどの対応をしていくつもりです。ちなみに1階の校舎への出入り口は3校とも全部階段です。池之原小学校には2階の一部ですが、廊下と教室の間に段差があります。そういう状況ですので、1階のところとか、今の教室と、廊下のそういうところの段差のスロープというのは木製でつくれると思えますので、そういう意味での対応はもちろん考えているというのが現状です。

副議長（西 園）

2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

今、私が質問した以外にも教室空間のオープン化の問題、快適性の配慮の問題、これらを解決するには予算が必要です。補助金が少ないことや財源確保の問題が多々あるとは思いますが。GIGAスクール構想など複雑多様化する学校施設整備に対して、知識を持った技術者や維持管理を行う職員は大変だと思いますが、これらの問題に対処していただき、子供たちが快適でゆとりある学校生活を送れることを希望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

副議長（西 園）

次に、4番 牧原完治議員の発言を許します。

4番 牧原議員。

4 番（牧 原）

それでは、私も通告に従いまして2点ほど質問させていただきますが、まず交通弱者問題、特に買い物弱者の問題なんですが、今高齢者の免許返納というのが非常にマスコミにも出てきております。肝付警察署を調べますと、東串良町の免許返納は分かっていると思いますが、平成27年に50人いたそうです。28年が65人、29年が90人、30年が156人、元年が161人、2年が135人、3年10月末で116人、2年と3年についてはコロナ禍で大分返納の伸びがなかったという肝付警察

署の話でした。これは肝付町と東串良町の合計です。もともと交通弱者問題は以前からずっとあったわけなんです、近年運転免許のある方が高齢化し、身体機能が劣り、車の運転に自信がないというようなことで免許返納をされますと交通手段がないわけですね。ですからなかなか免許返納に応じてくれないというのが現状のようです。そこで、肝付警察署の話では、この高齢者の事故率が多いということで、七、八割が高齢者だそうです。ですから警察署のほうでも免許返納に協力してくださいというような話もあったわけなんです、警察庁は高齢者運転対策を盛り込んだ改正道路交通法、来年の5月13日に施行する方針を決めております。これでまたより一段と高齢者の運転免許のハードルが高くなりそうです。

そこで我がまちでは、この小さなまちでございます。ですから、我がまち独自の交通弱者対策ができないかということで考えたわけなんです、全国でも社会福祉協議会とか、高齢者施設の法人の方とかいうようなことで交通問題を取り上げているところはたくさんございます。我がまちも社会福祉協議会が今、風呂のバスも出しているわけですが、社会福祉協議会に車の提供というか、そういうのをして社会福祉協議会でこの交通弱者対策はできないか、質問いたします。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

ただいま質問のありました社会福祉協議会と連携した乗り合いの巡回自動車事業の予定はありませんかということですが、今現在行っている福祉バスの運行につきましては、あくまでも町が高齢者福祉センター内で運営している温泉利用者のみの送迎を目的とした取組でありまして、温泉利用者のみの乗り合い巡回自動車事業は引き続き取り組んでまいりますので、この点だけまた御理解いただきたいなと思っております。以上です。

副議長（西 園）

4 番 牧原議員。

4 番（牧 原）

次の質問にあります、肝付町では、おでかけタクシーというのをやっております。町長も御承知かと思いますが、タクシー会社とタイアップし、またドコモのA Iシステムを利用した交通弱者対策なんです、利用料等を申し上げますと、自宅から例えば病院に行くと、買い物に行くということは200円になるそうです。そしてまた、買い物が終わってから帰るときは200円ということで非常に便利な機能なんです、ちょっと地図を見ていただきたいと思います、町長のところから見えますと思いますが、肝付町が内之浦ずいですね、非常に広範囲です。肝付町は高山町のエリア、そし

て岸良エリア、内之浦エリアですが3か所に分けてされているそうです。そしてうちの場合に比べますと、ピンクで塗ったのはうちの町です。高山は昔のまちからするとこれの半分ぐらいです。非常に狭い範囲なんですけど、この高山みたいなおでかけタクシーはできないかですね、質問申し上げたいと思います。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

現在のところ、肝付町が取り組んでいるA Iを活用したおでかけタクシー制度の導入の予定はございませんけれども、確かにあれば便利な制度であると思いますが、便利さを追求すればするほど比例して財源の確保も必要となりますので、この制度を導入すれば、本町でも最低でも1,000万円以上の経費を一般財源で対応することになるかと思います。一般財源の大部分を占める地方交付税や町税等の増額も見込めない中で毎年1,000万円以上の新たな支出の財源を捻出することは非常に厳しいと考えております。また、一般財源での財源確保となりますと、現在行っているほかの住民サービスをカットするという議論も同時進行で進めなければならないと思っておりますので、以上、申し上げたことを踏まえまして、現在行っている柏原地区に限ってのバス路線廃止、代替タクシー運行事業と買い物支援対策につきましては、交通弱者対策として引き続き実施してまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

副議長（西 園）

4番 牧原議員。

4 番（牧 原）

確かに町長が言われるとおり、肝付町の決算書を見ますと、年間3,500万円ぐらいですね、使われております。それで決算額は2,500万円でした。それでそのうち、ちょっと見方がおかしいわけなんですけど、タクシー会社に支払いが2,500万円程度です。それからA Iシステムのシステム料というか、これが年間520万円ほどです。こういうタクシー会社と地元住民は非常に便利さ、タクシー会社は安定した仕事があるということで喜ばれるわけなんですけど、もちろん住民も喜ばれております。それで補助金というのは520万円ありまして、高山町の持ち出しが2,600万円ということです。町長が言われるように非常に金額が高いわけなんですけど、もう一つ志布志もこういう取組むよというようなことで3番に挙げているわけなんですけど、志布志を見ましても非常に山間部で広範囲です。ですからこういう方法でないといけないんじゃないかと私は思っています。本町では、社会福祉協議会がございます。そ



れとかシルバーセンター、シルバーセンターを聞いてみますと、県内で37のシルバーセンターがあるそうです。そのうち2か所が病院と連携して2か所はシルバーセンターで県内でもやっているところがございます。大崎町も来年からこのシルバーセンターと病院と契約した交通弱者対策をしようというような計画もあるようです。また、保育園の送迎のバスも昼間はあいているわけなんですよ。それとシニアカーとか、タベテレビを見ましたら電動車ですね、そういうのがありますので、こんなリース事業とか、住民主体のボランティア活動でできないかと。あらゆる方面で例えば東串良は企画課でこれをするよという事業じゃなくして、あらゆる組織で利用した交通弱者対策をしてもらいたいと思うわけです。串良の以和貴苑ですか細山田の、ここはデイサービスを利用して買い物もされております。一つの事業としてじゃなくて、あらゆる組織を利用した交通弱者対策をこの小さいまちですので、その辺を今後検討していただければと思っております。

それでは、次に、消防組合の件ですが、先ほど同僚議員からも説明があったわけなんです、本町は大隅消防組合に対して平成6年から非常に負担金が高いということも数字で出ております。こいやら、署の配置というようなことも町長も再三消防組合会議でも言っておられるわけなんです、この前、先ほどもありましたように、これを議会で取り上げてくれないかということで、町長、私、児玉議員の3名連名でお願いもしたわけなんです、なかなかそれもスムーズにいかないということで、構成市町からこの負担金対策を初め、賛同が得られないという状況です。このままの負担金の規約が改正されない場合は非常にうちの出費が多いわけなんですよ。そこで本町独自の消防組織ができないか、その辺を質問したいと思います。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、先ほど前田議員の一般質問でも答弁しましたがけれども、本町の要望した全員協議会も開催されなかったところでございますが、また首長会議でも説明しましたがけれども、賛同を得られない状況でした。

大隅肝属地区消防組合は行政の能率化、効率化を目的に昭和52年に設立され、44年が経過いたしました。この間、平成元年9月には、志布志石油備蓄株式会社志布志事業所が開設され、平成5年12月には全面操業が開始されました。また、平成の市町村合併に伴いまして、構成団体数が減少し、少子高齢化の進展などにより管内の状況も様変わりしております。消防防災業務は住民の生命、財産を守ることは行政に課せられた最たる使命であり、安心安全で安定した消防防災業務に資するためには、消防組合が必要不可欠でございます。単独運営となりますと、メリット・デメリットを含めた運営経費等の調査はしたいと考えておりますが、現時点では、本町単独の消防組織の設置は今のところ考えておりません。まずは負担金の算定方法について、

様々な角度から負担金減になるような方法も見出せないかいろいろと調査してまいりたいと考えております。

以上です。

副議長（西 園）

4 番 牧原議員。

4 番（牧 原）

令和2年1月20日に首長会議があったんですよね、市町の会議が。議事録を総務課長から見させてもらいました。中を見ますと、町長が切実に負担金もたけが署もねがということを言われているんですよ。しかしながらですね申し上げます、錦江町の町長は基準財政で負担をするのは当たり前じゃないと言われております。そしてまた、肝付町と南大隅町の町長は、3署3分署ですか、これは4年前に取り決めてあるんだから、本当は崩せがならんぞという意見でした。そして鹿屋市長が全国で10か所石油備蓄のあるまちがあるそうです。そこについては3点セットをばそのまちで負担をしてやっているよというようなことを言われております。鹿屋市長は、先ほど総務課長から東部署の負担は1億1,000万円かかるんだよという消防署の提案がございますが、これは鹿屋市長としては否定されております。備蓄関係の職員については兼務でやっているということで、12名というのはとんでもない数字が出てきているわけです。そこで、我がまちでこん2点セット、化学消防車と泡の消防車の2点セットをば我がまちで運用されたらどうですか、こっちでつくって。そうしないと負担金対策というのは出てこないと思うんですが、どうでしょうかね。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

その2点セットを我がまちに車庫を設置しておいてもらったらということも質問したんです。そしたら、職員は東部消防署から行くわけだから10分しかかからないということを熱烈に言ってですね、それで消防車両をそのまま乗ってきてもいいじゃないですか、こうなっちゃうんですよ。もう車も乗ってくるからという。だからそこにあっても人がいなくちゃ何にならないということをおっしゃいまして、そこで人を置くとすれば、これは税金がすごいまた、そこもまた調査してみないと分かりませんけれども、そこにやっぱり人を置かないとならないということで、それも交代制で置かないとならないということになっていきますので、もちろん緊急体制の救急車も設置しなくちゃならないだろうと思っております。でないと、ただ、消防車のための人だけでは何もならないのだろうなと思っておりまして、どうしてもやっぱり救急車も置かなくちゃ意味をなさないという、結局活動しないことになってしまいますので、そういうことを勘案しまして、またそれぞれ検討してみたいと思っております。

以上です。

副議長（西 園）

4 番 牧原議員。

4 番（牧 原）

町長が先ほど負担金対策から取り組んでいきたいということなんですが、町長、令和2年度、消防の決算額というのは21億円だったんですよね。その21億円の中で我がまちがかかった経費というのは幾らですかね、我がまちでかかった経費。

副議長（西 園）

総務課長。

総務課長（江 口）

令和2年度で我がまちの決算額といいますか、負担金の額を先ほど申し上げさせていただきましたが、その負担金が大分繰越金もさほど1,000万円程度しかありませんので、先ほど言いましたとおり金額につきましては、ほぼ予算額と同額であろうかと思います。令和2年度につきましては、1億8,300万円程度支出いたして、ほぼこれが決算額という認識でもいいのかなというふうに思っております。

以上です。

副議長（西 園）

4 番 牧原議員。

4 番（牧 原）

実は、この前の11月12日の消防会議の中で、2年度の決算書をもらいました。町長も見られたと思いますが、議員にもこれを提示してございます。これは、詳しく説明があったわけなんです。結果から申し上げますと、私は分析してみますと、1億500万円我がまちは使ったなという計算をしました。根拠を申し上げます。ちょっと時間がかかりますが、議長よろしいでしょうか。

まず、決算額は21億円です。うち人件費が13億6,000万円、人件費が65%です。それで職員が185人、1人当たり730万円の人件費です。消防組合というのは救急隊員がほとんどですから、単純に人件費で経費が分かるんですよね。それで職員数が185人のうち、31人が総務部の関係ですね。それで中央署が59名、東部が32名、南部が30名、輝北分署が11名、内之浦分署が11名、佐多分署が11名、合計185人です。それでこれをば31名の総務部の、これは仕事は総務部ですから、各署に振り替えますと、例えば中央署が59名が71人の賄いをしているわけです。それで東部が38名、南部が36名、分署が13名ずつ3か所ですね。そして世帯数も出してございます。世帯数が中央分署管内が3万8,316件、東部管

内が1万3,281世帯、南部消防管内が5,826世帯、輝北分署が1,462世帯、内之浦分署が1,582世帯、佐多分署が1,175世帯ということで、合計6万1,712世帯の世帯数があるということです。これを職員1人当たり何世帯管轄するかと、面倒を見るかということをいいますと、中央分署では1人当たり540世帯、東部が350、南部が161、輝北が112、内之浦が122、佐多が90世帯ですね。こんな開きがあるわけです。そして出動件数が中央署では3,888回、東部が1,510回、南部が769回、輝北が187回、内之浦が148回、佐多が160回、合計6,662回緊急出動しております。出動単価を比べてみますと、中央では出動単価が1回につき1とします。例えば1回出動したのを10万円としますと、東部が1.4倍、14万円かかるわけです。そして南部が2.6倍、26万円、輝北が36万円、内之浦が46万円、佐多が42万円ということで非常にばらつきがあるわけです。南部のほうは山間地ですので、出動回数も世帯数も少なく、その代わり職員数は東部と南部署と比べますと東部署が2名多いだけです。それだけ人件費を要して、仕事量が少ないということです。そういたしますと、これは単純に職員数が65%だと、35%というようにいろんな経費が要ります。ここを職員数で割りますと、実経費が中央署で8億500万円、東部署で4億3,000万円、南部署で4億800万円、輝北分署で1億5,000万円、内之浦分署で1億5,000万円、佐多分署で1億5,000万円、それだけ経費がかかると私は見ました。

それで要は東串良の1億500万円の根拠なんです、この東部署で4億3,000万円経費が要ります。これを世帯数が東部署で1万3,281世帯、そのうち東串良の世帯が3,254世帯です。東部署管内の全体の24.5%です。この世帯数でかけますと、1億500万円になるわけです。これが東部署で使ったお金と私は見ました。それであとは串良と肝付町をがつついは分かりませんが半々に割りますと旧串良でこれは鹿屋市になるわけなんです、約1億5,000万円使ったお金、それで肝付町が1億5,000万円、半々にしました。ただし肝付町は内之浦分署がございしますので、内之浦分署は1億5,000万円かかります。それで3億円ですね、肝付町は。問題は南部なんですね、南部支署。ここは東部支署と同じぐらいの人員を要しております。そういたしますと、若干2名の差がございしますので、5億6,000万円経費が要るわけです。もう佐多分署だけで1億5,000万円要るわけなんです。それで南部支署であと残り4億幾らですね、それだけ要るわけです。それで南部署を見ますと、負担金を見ますと1億5,000万円、1億5,000万円で約3億円ですね、二つの町で。3億なんですよ、南部署の出資が負担金ですから。それに対して経費というのは5億6,000万円入っている。それで実際使ったこんお金と比較しますと、鹿屋は若干足りないかなと、肝付町はこれもだいたいとんとん3億ですから、東串良がドル箱になっているわけです。1億8,000万円のうち1億円使っておりまして、8,000万円は寄附です。私はそう思っております。それでなぜこういうことが生じたかといいますと、平成6年にこの基準財政で計算したわけですね。平成6年から令和2年の負担金の比較をしました。そうしますと、鹿屋が160%アップです。輝北が途中入っておりますので150%ぐらいかと思えます。肝付町が11

7%、うちの場合が138%です。それだけ負担金が上がっている。ただ錦江町と南大隅町は、錦江町で97%と減っているわけなんです。それで南大隅町も96%減っているわけなんです。規約では基準財政額の消防費に関わる負担ということです。ですから消防費に関わる負担というのは、うちの場合は1億500万円なんです。これは密度補正の60%のそうじゃないんですよ。消防費に関わるですから、かかったひこ払えばいいわけなんです。それで令和2年のときは大体そうだっただろうと、大体似たような負担金だったと思います。それで途中で年々変わったわけなんです。そこで基準財政ではできないよということで、この規約を変えなければいけなかったわけです。変えてないんですよ。私はそう思います。

以上なんですが、町長か、総務課長から何か意見があれば。

副議長（西 園）

総務課長。

総務課長（江 口）

確かにおっしゃるとおり、数字上、そういう算出方法もあろうかと思います。さっきから基準財政需要額に基づく部分ということで話をさせていただきました。議員おっしゃるとおり備蓄のオイルインまでの間については大体一緒であったということで、今までもそういう議論に、その部分まではなかったと。オイルインがあったときにこのような議論をしていただければ、まだよりよい方法も見出せた一因もあるのかなというふうに思いますが、ただ、ここまで来ている以上は仕方ありませんので、これから先どうするかというところで組合議員の牧原議員を含めて、児玉議員、うちの町長も含めてこういう形で今回全員協議会ということを開かせていただいたかったというところでもございましょうが、でも思うようにいかないと。基準財政需要額、うちも今ちょっと言いますが、消防費の基準財政需要額につきましては、いわゆる令和2年度につきましては、2億4,722万円、いわゆる交付税を導くための消防費に関わる基準財政需要額、いわゆる消防を標準的に営むためにどれぐらい必要なのか、あるいはこの中には非常備、常備も入っております。消防組合も町の消防団も含めて2億4,700万円に含まれています。先ほどからおっしゃるとおり密度補正、備蓄があるからこの分は、これは大体でございしますが、1億円はこの中に余計来ております。ということで御理解いただければいいのかなと。通常ベースでありますと1億4,700万円来るべきものが2億4,700万円、1億円が入っているからこれを基にして計算するから1億8,000万円の負担金が生じたんですよという理解をしていただければより分かりやすいかなと思っています。

あと、今令和2年度で申し上げましたが、令和3年度につきましては、2億7,300万円、要するに2,500万円多くなっております。これは交付税の算定基準に基づいた補正係数、いろいろ係数がございしますので、国が示した係数を掛けて2,500万円程度多くなったであろうというふうに想定いたしておりますし、さっきから言いますとおり、これも1億円ぐらい本来は備蓄がなければ少ない金額で1億7,0

00万円ぐらいを基準財政需要額として計算すれば、先ほどから言いますとおり七、八千万円は安くなるのかなというふうに計算上は、そうなるようでございますので、補足という形でよろしく願いいたします。

副議長（西 園）

4 番 牧原議員。

4 番（牧 原）

総務課長、負担金で運営しているんですよ。それで負担金ですから、かかった経費が負担金だと私は思っております。ですから、基準財政のまあ交付金というのは、全国民が同じサービスを受けられるように、これが交付金だと思います。ですから、山間部については、今私の論法でいけば非常にコストが高いわけですから、別な負担金があると思うんですよ、交付金。ですからこれはやっぱり平等というのは、山間部については厚く交付金があつて、都市部は人口割にすると若干少ないかなという、それが交付金だろうと思います。ですから、負担金というのはかかった経費が私は負担金と思っております。今までは同僚議員が今朝ほど質問したとおり、全くあのとおり思っていたわけなんです、この資料をもらってから、待てよということで別な考え方、別の考え方じゃなくてこれは当たり前の考え方だと私は思っております。

それでこの前、12月3日に議員控室で全員協議会をしたわけです。そこで私と児玉議員でこの前の消防組合で、2年度の決算認定がありましたということで報告したわけです。そうしたらうちの議員からおまえらはその負担金が高けち言い方でないごち認定すつとよちという意見が多かったです。ですから、来年度の負担金については、今調整中だろうと思いますので、総務課長も今度、うちの議員が納得する負担金を提示していただきたいと思います。通らんですよ、今までのとおり基準財政でばっちこやったちですね、納得するような形で出していただきたいと思います。

以上、負担金については、このように考えております。ですから、今まで例えば5,000万円高かったといいますと、もう30年近くその負担金を納めております。そうしますと、10何億円過剰に納めていたわけなんです。今までのとおり、この基準財政のこれでいきますと、また5,000万円、8,000万円高く負担金を納めると思います。ですが、これが町民の理解を得られるか、私は思いません。町民の目線に立ちますと、こんな間違っちゃっどち言わるっはずです。ちょっと大々的なメスを入れましょうや。どうでしょうか。これで私の質問を終わります。

副議長（西 園）

次に、8番 上園ミキ議員の発言を許可します。

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

それでは、決算審査における政策的提言を町長に生かすよう、その後どのような指

示や指揮をとっているか、各項目ごとに尋ねたいと思います。

私たち議会は、12月決算審査から9月の決算審査へと切り替えました。その理由といたしまして、次年度の予算編成や行政執行に生かしてもらうため、9月議会の会期中に実施するようになりました。しかしながら、私たちはそうは言っても、その結果がどうなったのか、問うたことは一度もなかったんじゃないけというような私の記憶であります。今回は委員の皆さんから出された18項目全てについての通告をいたしました。恐らく町長に18項目提言をしても駆け足のため、やり取りは難しいかなというふうに思っておりますが、時間の許す限り聞きたいと思います。簡単明瞭な答弁をお願いできたらというふうに思います。

まず1番目の消防組合市町負担金の算出方法の見直しについて、構成市町と協議を進め負担金の公平性に努められたいということで通告しておりました。2同僚議員の答弁でよく理解をいたしましたところですが、このことは我がまちだけの問題ではない。だからこのことが大きなネックになっている。諦めることなく、将来あの日にもう一押ししておけばよかったと後悔しないように他町の皆さん方への働きかけもしていただきたいというふうに思っております。

また、同じように私たち議員ももっともっと勉強すべきというふうに痛感したところであります。改めて同僚議員の質問の中で疑問に思った点を1点だけ質問させていただきますが、これは総務課長の答弁の中でありましたけれども、1人当たりの800万円という年額の経費が質問されたと思いますが、このことは本町で計算したのか、それとも消防組合が出した金額であるのか、その点だけを1点だけお答え願いたいと思います。

副議長（西 園）

総務課長。

総務課長（江 口）

お答えいたします。

あの資料の1人800万円の12名の9,600万円という数字でございますが、それにつきましては、本町の総務民生常任委員会から消防組合に照会があり、その回答として返ってきた数字でございます。よって、消防組合が作成した資料でございます。

以上です。

副議長（西 園）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

そのことは理解をいたしました。

それでは、次に2番目の移住相談はオンラインを活用して相談件数が増えるように

## 会 議 の 経 過

開催日数や機会の工夫に努めることというふうになっておりますが、何か指示や指揮はされたか町長に伺います。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

全国の方々が閲覧できる移住相談に関するインターネット上の専門サイトに本町も登録しておりまして、令和3年度中に6件の相談を受けている状況でございます。また、来年1月に大阪で、2月に東京で開催される鹿児島移住交流センターに職員を2名ずつ参加させるようにしております。町のホームページにも本町の移住に関する専門コーナーへ誘導するような工夫も行っているところでございます。

以上でございます。

副議長（西 園）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

誠に申し訳ありませんが、駆け足で通りますので、次に3番ですね、おおすみ未来会議の活動成果が見えないので町で積極的に観光開発の働きかけに努めることというふうになっておりますが、これはおおすみ観光未来会議は、4市5町の官民出資による株式会社であるというふうに理解をしておりますが、1と同じように他町との兼ね合いもあると思いますが、町長、どうでしょうか。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

当初は地方創生事業の加速化交付金を活用し、観光地域づくり法人DMOの設立を目指し、大隅4市5町の首長議長で構成する大隅総合開発期成会にて方向性を決定し、現在の株式会社おおすみ観光未来会議の設立に至っているところでございます。地域のマネジメントマーケティング活動を通じて、観光誘客により地域全体の利益を向上させ、地域を活性化させることがこの会社の役割であります。各市町それぞれに観光資源の整備や有効活用を図っておりまして、新型コロナウイルス感染拡大の影響で観光産業が大きな打撃を受けている今こそ、株式会社おおすみ観光未来会議と会員、事業者、行政が連携して観光戦略を継続的に練っていくことが大隅半島の発展につながっていくものと考えております。本町も年次的に観光資源の整備を着々と進めている



ところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。  
以上です。

副議長（西 園）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

いろんな問いかけをしたいと思うんですが、これらについては、提言された委員の皆さんから新年度予算を見ながら今後質問をされていくのではないかというふうに考えております。

それでは、4 番目であります。本町の安定した行財政運営のために、今後とも地方交付税や国有資産等所在市町村交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金等の制度維持と引き続き政府に強く求められたい。維持を強く求められたい。また、石油貯蔵施設立地対策等交付金については、一般財源化への取組として全国石油備蓄協議会等への積極的な要望活動に努められたいということですが、町長の答弁をお願いいたします。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

地方交付税については、国の算定方法の改正等によりここ 2 年間は増額傾向にあります。一方、国有資産等所在市町村交付金については、年々下落傾向にあります。また、石油貯蔵施設立地対策等交付金については、過去 5 年を比較してもほとんど差異はない状況であります。施設の老朽化により町民の不安や動揺への措置を踏まえると、現交付額ではとても足りていないと感じております。よって、町では毎年全国石油備蓄基地市町村連絡協議会で構成する 6 市町の首長連名で交付金制度の存続と交付金の増額及び自主的、弾力的な活用が図られるよう使途の自由度を拡大していただきたいという実質一般財源化を求める旨の要望を経済産業省資源エネルギー庁へ出向き行っているところでございます。昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染対策のため、書面での要望となったところでございます。本年度も引き続き同じ内容を盛り込んだ要望を年明け 1 月に行う予定でございます。

以上です。

副議長（西 園）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

## 会 議 の 経 過

これらのことは今町長もおっしゃいましたが、要望活動の中で強力に推し進めていただきたいというふうに思っております。

それでは5番目ですが、柏原海岸漂着ごみは本町のごみ搬入量となっているが、広域の問題であるので、大隅肝属広域事務組合で取り上げて問題の解決に努めることというふうに通告いたしましたけれども、町長の答弁をお願いいたします。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

漂流物の処理量は100%国から補助金が出ております。流木などは肝付町の温泉ドームに燃料として無料で引き取ってもらっております。柏原海岸の漂着ごみについては、町のシルバー人材センターにごみ拾いを委託しており、経費の80%は国からの補助であります。年金生活者にとっては、よい副収入になると喜ばれております。令和2年度に本町が肝属地区清掃センターに搬入したごみの量は1,824トンでございます。このうち、柏原海岸のごみが42トンですので差し引くと1,782トンとなりますが、それで本町の肝属2市4町におけるごみ搬入量の順位が変わることはございません。大隅肝属地区事務組合に支払う負担金は、ごみの搬入量もですが、人口割によっても計算されますので、本町の負担金は、肝属2市4町の中では一番少ないです。しかし、ごみの搬入実績については、海岸ごみを差し引くように要望はしていきたいと思っております。

以上です。

副議長（西 園）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

とにかく本町にとっては、他町との兼ね合いがありますので、そこら辺のことも加味して町長には頑張っていただきたいというふうに思います。

それでは、6番目ですが、徴収の専門員を配置し、徴収の強化を図るためにも滞納処分を積極的に進め、税の公平性に努めることですが、このことは毎年議会から提言されていることですが、町長、どのように指示されておりますか。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町を含めた自治体の地方税の徴収に従事する税務職員は、国税のような税務の専門職ではなく、一般行政職であるため、滞納処分のノウハウの継承がされにくく、専門知識などの蓄積が容易でないことが課題でございます。また、徴収事務件数に見合った人員確保が十分にできにくいことや地域住民との関わりが深いために、滞納処分に踏み込みにくい状況があることも課題となっております。ただいま御説明しました課題を解決するために、徴収専門員を配置することは有効な手段となり得ることから、前向きに検討しているところでございます。

以上です。

副議長（西 園）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

ぜひ前向きに検討していただいて、そういう職員を配置していただければありがたいというふうに思っております。

それでは、7 番ですが、障がい者福祉の福祉費のうち、特に自立支援サービス費については、町の負担が軽減されるように国や県の負担を増やすように働きかけることに努めるということについての答弁をお願いいたします。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

障がい者福祉に関わる負担割合は、現在国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1となっております。この負担割合が見直される見込みは、今のところないようでございます。国や県の負担を増やすように働きかけに努めようとの御提言でございますが、財政難は国や自治体も同様でございますので、内容をよく検討し、判断したいと考えているところでございます。

以上です。

副議長（西 園）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

町長の腕にかかっているんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ頑張っていただきたいというふうに思います。

それでは、8 番ですが、敬老年金は支給年齢の引上げを検討することということになっておりますが、これはどう検討されるのかお伺いいたします。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

敬老の日をお祝いする敬老年金の給付や、記念品の贈呈につきましては、高齢者に対する本町独自の施策として長年にわたり実施してまいりました。今回、議会から敬老年金等の支給年齢を引き上げてはどうかという政策提言を頂いたところでございます。今回の御提言は、高齢者を取り巻く社会的環境が少子高齢化の急激な進展で大きく変わってきたことが背景にあるかと推察いたしております。私どももここ数年の間、町民の方々から様々なお話を頂き、記念品の見直しを実施するなどできるところから随時取り組んできたところでございます。私もマニフェストにお年寄りに愛をとということを掲げておりますし、支給年齢を直ちに引き上げることは考えていないところでありますが、議会から出された貴重な御提言でありますので、担当課や財務部局にも検討するよう指示したいと考えているところでございます。

以上です。

副議長（西 園）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

このことにつきましても委員から出されたことでありますので、考えがあつてのことだろうというふうに思いますので、次回の議会からは提言をされた人が町長の答弁を聞いて、恐らくまた質問をされるだろうというふうに理解しております。

それから9番目ですけれども、高齢者や交通弱者の交通手段について、全町を考慮した対応を検討することですが、これはもう先ほどから出ておりますので、これに対する答弁は頂きたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。簡単明瞭にお願いいたします。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

高齢者や交通弱者の方々への交通手段対策についてでございますが、繰り返しの答弁で恐縮ではございますけれども、高齢者の方々の通院のための交通手段につきましては、町内の各病院が連携し、タクシー会社と契約を行い、かかりつけ医の患者さんの自宅と病院間の送迎を行うサービスを展開されております。

経費につきましては、各病院が全額を負担し、利用者の負担は全くないということ

でございます。

買い物支援につきましては、お店のない柏原地区におきましては、地方創生事業により整備いたしましたにこにこ館を御利用いただきたいところでございます。車をお持ちでない方々、にこにこ館の集落支援員2名が買い物代行支援業務を行っておりますので、併せて御活用いただきたいと思っております。

また、民間の取組といたしましては、現在ＪＡグループの鹿児島きもつき農協、経済連、Ａコープが連携されまして、お買い物に不便を感じられていらっしゃる方々のために御近所まで出向いて買い物をお手伝いする事業を展開されております。

以上申し上げましたとおり、交通網整備の前に、まずは民間や町の行っている交通弱者対策等も最大限御活用いただきたいところでございますので、現時点における新たな取組の予定はございません。

以上でございます。

副議長（西 園）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

無料の病院のバスも通っているということは理解しております。

それから10番目、水土里サークルの活動区域の拡大を図ることというふうになっておりますけれども、これに対してどのようにお考えになっているのか答弁をお願いします。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

多面的機能支払交付金事業、通称水土里サークルでございますが、現在の取組状況について説明いたします。

令和3年度現在、町内9組織が活動しております。対象取組農地面積は、田んぼが737.7ヘクタール、畑が216.8ヘクタールの合計954.1ヘクタールで本町の農地面積に占める割合は69.3％となっております。活動区域の拡大につきましては、毎年度活動組織と協議を行いながら徐々にではありますが、拡大を図っております。令和元年度から令和3年度までが77.9ヘクタールの増で、令和3年度から令和4年度に向けて73.9ヘクタールの増の拡大を予定しております。今後も活動組織と協議を行いながら区域拡大に努め、本事業の目的である農業農村の有する多面的機能を今後も適切に維持発揮してまいります。

以上でございます。

副議長（西 園）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

このことにつきましても提言者がまた今後質問をしていくんじゃないかなというふうに思っております。

それでは11番目、農業委員会においては、水土里サークル事業との連携を図りながら耕作放棄地の解消に継続的に努めることということに対しての答弁をお願いいたします。

副議長（西 園）

農地課長。

農地課兼農業委員会事務局長（前 田）

お答えいたします。

農業委員会は水土里サークルとは農地の情報提供という形で連携しております。具体的に申しますと、毎年度農業委員と農地利用最適化推進委員が農地パトロールを行い、耕作放棄地解消に向けて荒廃具合の程度、荒廃農地の管理者等の情報を建設課を通して水土里サークルに情報提供しております。内容につきましては、本年度岩弘地区4, 587平米、池之原地区6, 529平米、川西地区1万1, 336平米、新川西地区8, 069平米、川東地区2万9, 675平米を情報提供しております。

以上です。

副議長（西 園）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

局長にお尋ねいたしますが、情報提供をされた結果が分かっていたら教えていただきたいというふうに思います。そのことだけちょっと。

副議長（西 園）

農業委員会事務局長。

農地課兼農業委員会事務局長（前 田）

それに対して水土里サークルからこちらのほうに、幾らくらい解消したという報告はこちらのほうにもらっておりません。

副議長（西 園）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

10番と11番についても同じように提言をされた委員の方からまた次の議会のときにちゃんとした質疑があるのじゃないかなというふうに思っております。

それでは、12番目、堆肥センターの機器については、家畜ふん尿を取扱うために腐食が進みやすく、また異物混入による損傷を受けやすいので定期的な点検と整備を努めること、これらについての答弁をお願いいたします。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

堆肥センターの施設及び機械等については、堆肥切替日の際にアンモニアやメタンガスなど施設への負荷がかかり、また原料堆肥の中には時々異物混入もあったりということで機械の故障の一因にもなっております。施設及び機械等の整備につきましては、老朽化により、令和元年度において国の事業を活用いたしまして、施設及び機械の改修をさせていただき、また本年度はホイルローダーの更新もさせていただいております。堆肥センターも新しくなり、職場環境はよくなりましたことを深く感謝申し上げますとともに、定期的な清掃、並びに点検、整備等につきましては、職員一同最重要点検項目と位置づけ、意思を強く持って取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

副議長（西 園）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

堆肥センターの機器類の購入価格もすごく高いですので、1年でも長く使うように工夫してほしいというふうに思っております。

それから13番目、高能力牛受精卵の移植について、受胎率の向上に努めること。私あまり詳しくないんですが、よろしく願いいたします。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

受精卵移植につきましては、去年は受胎率が特に低い状況であったため、本年度は、担当者の方で県家畜保健衛生所の獣医師や移植に関わる獣医師、移植師と対策につい

て協議を行いました。具体的な対策を申し上げますと、まず一つ目にできるだけ若い牛に移植を行うこと、二つ目にこれまでの受胎率や繁殖状況の良好な牛に移植を行うこと、三つ目に移植時に卵巣の黄体や状況を確認し、状態が悪い場合は移植を中止すること、四つ目に黄体ホルモンや卵巣の活性化を促す添加剤等を利用し、卵巣の状態をよくすることなどに注意を注ぎ、取り組んでいるところでございます。昨年度の実績では、移植14頭で受胎率は14.3%と低い数字でありましたが、本年度においては、12月1日現在、移植8頭のうち、4頭についての受胎率は25%でしたが、残り4頭については妊娠鑑定待ちの状況でございます。今後受胎率が上がることを期待しているところでございます。本町の肉用牛改良増殖と肉用牛経営安定のために関係者と連携を図りながら畜産農家と一体となり、受精卵移植事業の技術向上と普及定着に一層努めてまいります。

以上でございます。

副議長（西 園）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

このことについてもですが、私自身、知識があまりございませんので、今後については提言者が問うていくものというふうに考えております。

14番目、鳥獣被害防止対策について、捕獲方法（くくりわな等）などを工夫して実績を上げることというふうになっておりますが、私たち常任委員会ではハンターの人たちと語る会をして、そのときもだったんですが、くくりわなが有効だよというふうな話もありました。町としてどのような考えなのか、町長お願いします。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

くくりわなの導入につきましては、猟友免許を持つ猟友会員に相談の上、12月1日現在で岩弘地区に4か所設置いたしました。また、柏原地区の松林においては、国有林内の設置箇所制限もありますので、森林管理署の指導を頂きながら設置を進めてきたところでございますが、先週、猟友会員と協議し、場所の選定を行いましたので、近々設置していただく予定となっております。くくりわなによる捕獲につきましては、箱わな捕獲に比べ危険を伴いますので、細心の注意を払いながら捕獲率の向上に努めてまいります。

以上でございます。

副議長（西 園）



8番 上園議員。

8 番（上 園）

それでは、15番ですが、農業公社を設置して、I・Uターンの受入れ体制を確立し、新規就農者や農業後継者の育成に努めることということですが、農業公社については、以前から設立できないかというような質問等も出ていたと思いますけれども、町長の答弁をお願いいたします。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

町の財政状況を鑑みますと、町単独では農業公社の設立は非常に厳しい状況でございますけれども、近隣市町の状況も踏まえ、今後調査研究に努めてまいります。ピーマン、キュウリの施設園芸後継者や新規就農者の育成は、以前より課題となっており、平成27年度よりJAの協力の下、取り組んでいた農業研修制度に加え、本年度から町支援制度の拡充を図りまして、研修生への生活支援にも取り組んでいるところでございます。現在のところ、9月より2名を園芸振興会員に受け入れていただき、受入れ農家の施設において、研修中でございます。今後も関係機関と協議し、積極的な制度導入を行い、新規就農者や農業後継者の育成に努めてまいります。

以上でございます。

副議長（西 園）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

それでは、16番、水道事業会計は、赤字決算となっているようだが、急激な水道料金値上げにならないように検討することということですが、これらについての指示、指揮はどのように町長とっているのでしょうか。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町においては、営業外費用に対する給水収益が低いため、当然赤字決算となっております。今後水道事業の現状を精査し、東串良町水道事業運営委員会で協議してもらい、段階的に料金改定をいたします。

## 会 議 の 経 過

中身といたしましては、1回目の料金改定時期は令和5年度にし、2回目以降は8年から10年度程度の間隔を考えております。

以上です。

副議長（西 園）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

高齢化率も上がっていくと思いますので、できるだけ料金の値上げにつながらないように努力をしていただきたいというふうに思っております。

あと2問となりましたけれども、17番目、児童生徒の学力、体力向上について継続的かつ即効性のある対策を講じることについて、教育長に伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

副議長（西 園）

教育長。

教育長（天 神）

お答えいたします。

学力向上につきましては、即効性のある対策は難しいと思います。それがあればぜひまた逆に教えていただきたいなと思うところです。

現在は、新指導要領に基づきまして、新しい学力観養成のため、県や教育事務所の方針や指導にのっとり、また町の目標等も考慮して、先生方も頑張っているところです。今年度の全国学力学習状況調査では、小学校6年生、中学校3年生ともに、県や全国の平均との差を縮めておりまして、近年では最もよい成績を残してくれました。1月にある鹿児島学習定着度調査でも中学校1・2年生、小学校5年生には、ぜひ頑張ってもらいたいと願っているところです。なお、体力の向上につきましても同様のことが言えます。体育の時間だけでなく、日頃からの心がけ、取組しかないと思いますが、学年によっては県平均に比べかなり差があるのもあります。せめて登下校で歩育に努めるよう指導していきたいと思います。

以上です。

副議長（西 園）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

当然に即効性のある対策というのは難しいということは十分承知いたしております。我々議会は、表面上だけを見て議を言いますので、そこら辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

それでは、18番目なんですが、学校給食の食材は作り手の顔が見えるような地産地消に努め、一層食育活動に力を入れることということについての答弁をお願いいたします。

副議長（西 園）  
教育長。

教育長（天 神）

お答えいたします。

給食の御飯は本町産の米を使用しています。肉や野菜等の生鮮食材は入札で決定し、納入業者さんは町内や近隣の方々ですので、全部とは言えませんが、かなり地産地消に近いと思われます。また、パンを作る小麦粉は給食会から支給されているものを使用していますので、心配はないと思います。

さらに、食品につきましては、アレルギーのある園児、児童生徒がいますので、産地や成分などについては気を配り、厳しくチェックしていますので、心配はしていないところです。おかげさまで本年度から調理員の委託が実現し、調理員不足の心配がなくなりましたので、これからも安心安全な給食の供給に努めていきたいと思っております。

以上です。

副議長（西 園）  
8番 上園議員。

8 番（上 園）

努力をしてもらっているということは伝わってまいりました。

それでは、給食は昼だけなんですよ。朝と夜は家庭で食べます。親がどれだけこういうことに理解を示しているかということも大事なことでないかなというふうに思いますので、今後は、親に対しても地産地消、それらのことについての勉強会というのか、そういうのがあってもいいのじゃないかなというふうに思います。我々ももっともっとこれらについての勉強はしていかなければならないというふうに思います。

最後になりましたけれども、12月から9月の審査に我々は切り替えました。このことを町長にはよく御理解をいただいて、予算をつけて執行できるものにはちゃんとした予算をつけていただきたい。そして予算がつかなかったものに対しても予算がなるべくつくように努力をしていただきたいというふうに思っております。できたら全てのものに議会から提言をしたことに対しましては、予算をつけていただきたいというのが本音のところでありますけれども、やっぱり財政との兼ね合いもありますので、努力をしていただいて、つけられるものから順につけていただきたいというふうをお願いをということじゃないんですけれども、考えていただけないかなというふうに思っております。

## 会 議 の 経 過

これで駆け足ではございましたけれども、一応皆様から出されました18項目につきまして、全て質問をさせていただきました。ほっといたしました。本当にありがとうございました。

副議長（西 園）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時47分

再 開 午後 2時53分

副議長（西 園）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、9番 宮地利雄議員の発言を許します。

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

今日、最後の質問者となりましたので、よろしくお願いいたします。3点を取り上げました。インボイス問題とデジタル、マイナンバー問題、そして最後に前回も取り上げた補聴器の助成問題、この三つであります。

最初にこのインボイスの問題ですが、インボイスという言葉自体がなかなか分からないんですけども、適格請求書ということだそうです。特に消費税との関わりですが、これまで売上げ1,000万円以下の農家を初め、中小業者の皆さんも消費税のいわゆる非課税業者ということで、消費税を申告して納めることは免除されていたんですけども、それが取引の段階でどうもそうではなくなってくると、このインボイスが徹底されればですね。消費税というのは、もらった消費税から事業上で、支出した消費税を差し引いた残りを税務署に納めるという、そういう消費税の制度なんですけれども、この制度が大分変わるということから、多くの問合せや質問が町民から寄せられる可能性があります。税務署としても今、インターネットなどでいろんな講習なども行われておりますが、このインボイス制度についての学習のコーナーも国税局のホームページの中に出ているようです。ですから町に対しても商工会などには当然様々な問合せがあると思うんですけども、町民からも多くの非課税の農家、あるいは町内にも県民手帳で見ると90何か所の中小商店、中小企業が町内にもあるようですが、そういうところからも町役場にもそういう問合せが来るという可能性がありますので、町としてもこれは私が言うのも町職員の仕事が増えることなので、あまり言えるわけではありませんが、しかも地方自治体が使う税の費目ではないですよ、消費税というのは。ですから極めて重大な問題であるので、農家を含む全ての自営業者が関わりますので、しかも事務量もこれは増えるわけです。だからいろんな問

合せに対して、それは町役場の仕事じゃないからということで、全く対応しなくてよいのかというと、そういうわけにはいかないんじゃないかと思うんですね。申告書の作成まで、援助しなくてもインボイス制度というのはどういうものだよと、手続はこういうふうにしてくださいと。いろいろ難しいことは当然それは税務署に聞いてくださいと。役場としては対応して構いませんけれども制度の概要などの説明はできるような、そういう担当者の配置とか、そういうのが私はこのインボイス制度によって必要ではないかと思うんですね。税務署に提出する期限は、来年の次の年の１０月末まででしたかね。税務署に対して番号をもらわないといけないと。これはマイナンバーと少し似たようなことになりますが、マイナンバーとの兼ね合いもいろいろ出てくる状況もあるんですけれども、今年の１０月１日から受付が始まっていますが、２０２３年の３月３１日ですから、来年、その次の年の３月３１日までに登録申請をしなければならないと。そしてしかもこれを適当な番号をつけた請求書を、偽のというか偽のインボイスを発行しますとどうなるかということ、１年以下の懲役または５０万円以下の罰金というふうに消費税法でなっているようです。ですから、曖昧な形で、これを放置しておくわけにはいかないというふうに思うんですが、消費税の申告書を書いてあげなくても、そうした問合せや質問に対応できるような職員の研修をしてもらったりとか、担当を１人か２人置いて、そういう質問や疑問に問合せに答えられるような町としての対応が必要だと思うんですけれども、まずはその点についての町長の考え方を聞いておきます。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

令和５年１０月から開始予定の消費税の適格請求書、保存方式いわゆるインボイス制度におきましては、消費税の仕入れ税額控除のため適格請求書インボイスの保存が必要となります。消費税の課税事業者がインボイスの交付を行うためには、本年１０月から適格請求書発行事業者として、税務署への登録申請が必要となっております。前年の売上げが１，０００万円以下の消費税の免税事業者につきましては、インボイス制度が開始されますと免税事業者から課税事業者へ販売時に支払われた消費税分について仕入れ税額控除が認められなくなり、結果、課税事業者と免税事業者との取引が抑制されることが懸念されるところでございます。町の対応といたしましては、総務省からの要請も踏まえ、商工会と連携を図り、インボイス制度の広報周知に努めているところでございます。

以上でございます。

副議長（西 園）

９番 宮地議員。

9 番（宮 地）

総務省からもそういう通達みたいなのがあったようですので、制度そのものを周知させるための取組もぜひ役場としても取り組んでいただきたいというふうに思いますが、現在町内の農家を含む全業者のうち、消費税の課税業者数というのは担当課長でいいと思いますが、どのくらいの世帯が消費税の課税業者になっているのか、その割合は何%か、分かっているらば答弁をお願いします。

副議長（西 園）

税務課長。

税務課長（東水流）

お答えいたします。

消費税の課税事業者数等の情報につきましては、税務署に照会いたしましたところ現時点の東串良町における課税事業者数の概数ではございますが、314件でございました。令和3年度の申告によりまして、事業所得があり、一定の条件を満たす事業者数は807件でございましたので、課税事業者の割合は約40%でございます。

以上で終わります。

副議長（西 園）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

そうしますと今の税務課長の答弁を聞きますと、現時点で課税業者が314件と、しかし實際上、この一定の売上げなどを果たしている業者、農家も含むんでしょうが807件ということになると、このインボイスが徹底されれば約倍ぐらいの消費税の課税業者になると。これは政府にとってはぼろもうけの税収が入ることになると思うんですが。それから特に農家に関しましては、物産館に出すとか、あるいは、この辺ではあまりありませんが、共同でいろんな農産物を仕入れて販売する、そういう形態もあるわけですが、そういうところも今後いろいろと問題が出てくるんじゃないかと。それからいろんなスーパーに自分の、特に農家などは自分の名前を出して、何々集落の誰々が作ったピーマンですとかキャベツですとか、あるときは写真まで出して店頭に並べさせてもらおうと、そういう人にも影響出てくるというのが各地のビラやいろんなのでこのインボイス問題で出されております。慌てる必要はなくて、この納税の番号をもらう、インボイスの番号をもらうのは、2年後になるわけです。全国的にも今、このインボイスの登録をする必要がないとすれば自動的に課税業者になりますよと、だから実施は延期、あるいは中止させようという動きが全国的に大きく広がっている状況です。

日本商工会議所、これは中小業企業は、コロナ対応に追われ、インボイス制度の準

備に取りかけられる状況にはないと、だからもう延期か中止せいというのを言っていますし、日本税理士会、税理士会の連合会も導入時期は延期すべきだと、それから全国青色申告会の連合会、あるいは中小企業団体中央会、全国青年税理士連盟、こういうところも延期や中止をさせるべきだという声明を発表しておるわけでございます。ですから、中小企業へ、例えば民商であるとか農民連であるとか、そういうところも反対の取組を進めているわけでございます。

そこで私はぜひインボイスの反対の動きを大きく広めていくという取組も必要だと思いますが、この物産館や商店などに出荷してる農家なども対象になるというふうに今まで聞いてきたんですが、その点については税務課のほうは何か、特に農家の課税についてつかんでいたら答弁願います。

副議長（西 園）

税務課長。

税務課長（東水流）

お答えいたします。

議員お尋ねの御要望に沿う形で答弁ができないかもしれませんがお答えいたします。

町長の先ほどの答弁にもございましたように、課税事業者と免税事業者との取引が抑制されることが懸念されるところでございます。物産館や商店などに出荷している農家などの免税事業者がインボイスを発行するためには、売上げが1,000万円以下であっても適格請求書発行事業者として登録申請することは可能でございますが、課税事業者として消費税の申告が必要になってくるということを申し添えたいと思います。

以上で終わります。

副議長（西 園）

9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

つまり少額の取引であっても消費税を納める課税業者にならないと、消費税が経費にならないと。ならないからもうおまえのところからの仕入れはもうお断りだと。おまえのところの商品はうちは扱いませんよというふうになっちゃうわけですね。ですからこれは非常に困っているわけです。先ほど言ったような様々な税金関係の団体も延期や中止させたいという動きもありますし、臨時国会がつい昨日からでしたかね、始まりましたので、この辺の議論も注目していきたいというふうに思います。

それでは、続きまして、2番目のデジタル問題、マイナンバーカードの問題について住民課長にも前回もいろいろと答弁をお願いしましたが、現時点でのマイナンバーカード、本町は進んでいますよね、答弁にも前回の9月の議会の答弁でもありましたが大隅半島では一番進んでいると。5割を超えたというような話でしたが、町長で結

構ですが、その辺のマイナンバーカードの進捗状況は現在どのような状況にあるのか、その辺の答弁をまずお願いします。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町のマイナンバーカードの申請率は11月30日時点で54.1％であり、全国平均の47.7％や県平均の44.6％を上回っており、大隅管内ではトップでございます。

以上でございます。

副議長（西 園）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

この問題も政府がデジタル庁をつくりまして、しかも600名という専門の職員、そのうち200名は民間から多分そういうスペシャリストを民間の企業から200名をそこに呼び寄せて仕事をさせるということをやっていると。そして何としてもマイナンバーカードを全国民に持たせたいと、新規取得時にマイナンバーカードを新規取得するだけで5,000円マイナポイントをくれると。これは現金と同じように扱えるそうです。それから健康保健証と利用ができるようになれば、さらに7,500円くれると。それから銀行口座とマイナンバーカードをひもづけにするとさらに7,500円のポイントをする。金が欲しければ個人情報を出せというようなやり方で今進んでいるということで、様々な学者からの意見が新聞紙上にも載っている状況です。しかし、国民の側にはまだまだこのポイント付与の利点というのは、全然行き渡っていないと。もちろん運転免許証や身分証明書の代わりにはなるでしょうが、例えば病院に行っても保健証、そのカードが使える病院自体が全国ではまだ数％でしたね、7％だったかな。これは別に質問の中に入れておりませんでしたが、この肝属管内の病院で既にそういうマイナンバーカードが保険証として使えるという病院が幾つあるのかというのを聞こうかなと思っていたんですけども、今回は質問の中に入れておりませんでしたので聞きませんが、本当にマイナンバーカードを付与させるためのいろんな現金を使って、マイナポイントという全くいろんなことをつくり出すと思いますが、そういう形で金をくれるという状況にあります。前回、中国の例を引いて、国民全体がこのマイナンバーカードで監視されるよということも指摘をしたわけですけども、なかなか同じような方法で個人情報がどんどんマイナンバーカードで読み取られていくという状況があります。

これはちょっと余談になりますけれども、ある町営住宅に私用事があって、文書を



持って、そこの郵便受けにそれを投函する必要があつて、行ったんですよね。そうしたら玄関に郵便受けの窓口が小さいのがありますね。あれが内側と外側と二つついてあるんですよね。外側のを開けて入れようとしたら向こう側が、玄関の様子が見えたんですよね、靴が何足入っているとか。もちろんノックをしたけれども、誰も出てこないし、鍵がかかっていたんですけれども。それにのぞきは駄目よと書いてあったんですよね。内側の蓋に。だから、町民全体というか、一般的にやはり個人情報みんな自分のことを知られるのは嫌だと、自分の玄関に何足、どんな靴があるかというのを誰かれにも知られたくないという思いが感じられるなというのをそのことで思いました。また、もう既にテレビなどでも御存じのように、様々な個人情報の漏えいが、あるいは個人情報の紛失事故、テレビや一般の新聞にもたくさん出ております。ですからマイナンバーカードに付与した様々な情報が出回らないという保証はないというふうに思うんですね。私は不測の事態というふうに書きましたけれども、カードをつくるのと同じ時点で、カードをつくった時点でそのカードに付与される自分の情報というのは、どういうものがあるのか、これは担当課長から、もちろん写真と氏名、生年月日、住所、その程度がまずはカードをつくった時点でそのカードに付与される情報だというふうに思つてよろしいんでしょうか。

副議長（西 園）

住民課長。

住民課長（田 尾）

それでは、お答えします。

マイナンバーカードは運転免許証のように本人の顔写真を載せるために、本人から顔写真の提供がないと作成できませんので、強制ではなくて任意です。マイナンバーカード本体に個人情報は記録されません。本人の個人情報を確認するためには、スマートフォンなどからマイナンバーカードのＩＣチップを読み込んで、それぞれの機関にアクセスをする必要があります。だから自動的に付与されるというのはカード本体にはありません。

副議長（西 園）

９番 宮地議員。

９ 番（宮 地）

そうしますと、例えばスマホなどを自由に扱えない、例えばお年寄りとかいうのは、たとえマイナンバーカードをもらったところで、自分の情報がそれに入っていくということは自動的にあり得ないというふうに理解してよろしいんですね。

副議長（西 園）

住民課長。

住民課長（田 尾）

先ほども言いましたようにマイナンバーカード自体には何もそういったのは蓄積されていきませんので安心していいと思います。

副議長（西 園）

9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

これは、ある研究者が言ってるんですけども、政府が地方自治体に対してデータを標準化したいということで、17の業務を指定するということで、地方自治体が持っている住民の住民登録関係、住民基本台帳、選挙人名簿の管理、地方税では固定資産税、個人住民税、法人住民税、社会保障では国民健康保険など17業務を市町村が持っているこれらの業務をデジタル庁としても共通のクラウド化で同じ仕組みのパソコンの中の仕組みで、共通のものとして握りたいというか、取りたいということを進めているんですけども、その辺の状況について、担当課では何かつかんでいますか。

副議長（西 園）

住民課長。

住民課長（田 尾）

今、このマイナンバーカードに関しての説明としては、例えば税関係は税務署ですよ、健康保険関係はまた厚生労働省と、それぞれ機関が別々になるから、それぞれの省庁に自分からアクセスしないと情報は見れないんですよ。だから今議員さんがおっしゃるのは、それぞれの省庁の情報をまた一つのところに集めてするのかと。だからそこらあたりについてはまだ何もこちらには情報提供はございません。今のところとにかくそれぞれの省庁が管理して、それぞれの省庁にアクセスしないと情報は見れませんよと、そういった説明になっています。

副議長（西 園）

9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

それでは、引き続きこの問題については、注目して取り組んでいきたいと思います。それでは、最後の3番目に入りたいと思います。

補聴器の助成については、前回も取り上げました。私は、今度のある新聞報道でこんなのが載っていたんですよ。これは長野県の南木曾町というところで、補聴器に対する補助制度ができた。対象者65歳以上の町民。高度・重度の難聴者向けの補聴器支給、例の身体障がい者の手帳を持っているような方じゃなくて、所得制限はなく、助成額が2分の1と、購入費用の2分の1、上限3万円と。専門医の意見書が必要と。

言語聴覚士、専門技術者が常駐する販売店での購入が条件ということでなかなか条件が厳しくて、去年の１１月から今年の４月までで、ここは人口が４，０００人ぐらいだと思いますが、わずか４名しか申請がなくてというような話でありましたけれども、ここで載っていた記事で私が一番なるほどと思ったのは、国連のWHO、世界保健機構のこれが基準を出してまして、２６デシベル以上を難聴というふうに言ってて、その難聴の割合は６５から６９歳で三、四割、７０代になると４割から７割、８０代以上になると８割になると。そして、この一番の問題は難聴による認知症になる程度、これが非常に高いと。難聴になると社会的に孤立すると、他人の話が聞こえないわけだから、もちろんいろんな隣近所の人との交流とか、会話とか、そういうものがなくなれば、非常に孤立しちゃって、だからそういう助成が必要だという意見が認知症を防ぐためにも必要だという記事が載っておりました。補聴器の利用は、その社会的な孤立を解決するために非常に一番簡単でいい方法だというふうにこの町では指摘しております。しかも補聴器の調整というのも必要で、半年ぐらいかかる人もいますね。いろんな原因によって、その補聴器がスイッチを入れた途端にピーピーって全然意味をなさないとか、それから人数の多いところではわいわい多くの人たちがしゃべっている声しか聞こえてこないというようないろんな問題もありますけれども、やはり社会的な孤立を防ぐという意味からこの補聴器に対する助成制度というのは必要だと思いますけれども、この点については、本町の高齢化率も３６％台というふうに新しい情報で知りましたけれども、その認知症との関係についても、補聴器に対する助成制度を、すぐというわけじゃありませんが、一つ難聴と認知症との関係の解明も含めて検討を始めてもらいたいというふうに思うんですが、その点の町長の答弁を求めます。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

去る９月の議会定例会におきましても、加齢による難聴の方が障害者手帳を取得しないで補聴器を購入する場合において、町独自の助成制度を設けることを考えていないとかということを御答弁させていただいたところでございますが、現在もその考えは変わっておりません。

また、加齢による難聴と認知症との関係でございますが、これにつきましても前回、御答弁させていただきましてとおおり、コミュニケーションに支障を来し、孤立や認知症の発症、悪化につながる要因として難聴が原因ではないかという専門家の報告があったことは承知しているところでございますが、現在のところ、明確な根拠が示されていないところでございます。

また、難聴の原因には加齢だけではなく、いろいろな疾患が原因になっていることであろうかと思っておりますので、ぜひ耳鼻咽喉科等の専門医を受診され、適切な処方を受

## 会 議 の 経 過

けていただきたいと考えております。

また、制度を設けるにしても助成に該当するどうか基準を設ける必要があり、いずれにいたしましても医学的な判断基準が必要になるものと考えております。

したがって、医師の診断に基づく障害者手帳の取得による現行の助成制度を御利用いただくことが適切ではないかと考えておりますので、そのことをまた御理解いただきたいと思います。

以上です。

副議長（西 園）

9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

質問を終わります。

副議長（西 園）

以上で、一般質問を終わります。

~~~~~

副議長（西 園）

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月16日午前10時より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会 午後 3時29分

令和3年第4回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 令和3年12月16日 午前10時00分
閉 会 令和3年12月16日 午前10時33分

出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

8番 上園 ミキ 9番 宮地 利雄

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 浜屋 啓子 書記 大園 保広

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	田尾 勝
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	天神 康男	農地課長兼農業委員会事務局長	前田 秀一
会計管理者	有嶋 義昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田 輝幸
総務課長	江口 勝志	社会教育課長	吉留 潤一郎
農林水産課長	瀬戸山 雅樹	総務課長補佐	上野 史生
福祉課長	吉永 広史		
税務課長	東水流 勝		
建設課長	宮地 利行		

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 陳情第 9号 貴議会での「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書（委員長報告）
- 日程第 3 陳情第12号 圃場整備事業の実施に関する陳情書（委員長報告）
- 日程第 4 議案第44号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第45号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第46号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第47号 東串良町地籍調査推進委員会条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 8 議案第48号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 9 議案第49号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 10 議案第50号 令和3年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 11 議案第51号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 12 議案第52号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 13 委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第 14 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第 15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。
直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。  
お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣すること  
にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。  
お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣  
議員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件について、変更があった場合、議長に一任することに決  
定しました。

~~~~~

◆ 日程第2 陳情第9号 貴議会での「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・ 研究、議論などを求める陳情書

議 長（田之畑）

日程第2 陳情第9号 貴議会での「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調
査・研究、議論などを求める陳情書を議題とします。

会 議 の 経 過

本件について、委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長 児玉勇治議員。

2 番 児玉議員。

2 番 (児 玉)

ただいま議題となりました陳情第9号 貴議会での「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書について、委員会での審査結果を報告します。

本件は、9月議会で当委員会に付託され、9月14日に開会した委員会では、審査に時間が必要とのことから継続審査としていましたが、12月13日に開会した委員会で陳情の趣旨について審査いたしました。

結果、国や県の情報提供もあり、町議会が研究するとなると難しい、また、議会で調査、研究、議論となっており、このような趣旨のものは議会にはなじまないなどの意見がありました。

このことから、陳情の採択に賛成する委員はおらず、本陳情は、不採択とすべきものと決定しました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 (田之畑)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから陳情第9号 貴議会での「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書を採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第9号 貴議会での「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

会 議 の 経 過

(賛 成 者 起 立)

議 長（田之畑）

起立少数です。

したがって、陳情第9号 貴議会での「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書は不採択とすることに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第3 陳情第12号 圃場整備事業の実施に関する陳情書

議 長（田之畑）

日程第3 陳情第12号 圃場整備事業の実施に関する陳情書を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員長 上園ミキ議員。

8番 上園議員。

### 8 番（上 園）

ただいま議題となりました陳情第12号 圃場整備事業の実施に関する陳情書について、委員会での審査結果を報告いたします。

本件の審査は12月10日に委員会を開き、農地課長等にこれまでの経緯や圃場整備の効果等について説明を求め、審査しました。

本件と同様の陳情が、以前、議会に出ており、平成23年9月に議会は採択していました。現在、本町において、今回の陳情箇所だけが圃場整備の未整備地区となっています。圃場整備がなされた地区の耕作放棄地は、ほぼ皆無であり、農地集積による大区画化や団地化の推進により、生産性の高い農業経営が期待されます。このことから、その基盤となる圃場整備は必要であります。

以上を踏まえ審査した結果、本陳情は、その趣旨・内容について、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

## 会 議 の 経 過

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから陳情第12号 圃場整備事業の実施に関する陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、この陳情は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~  
◆ 日程第4 議案第44号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙における選挙運動
の公費負担に関する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第4 議案第44号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 宮地議員。

9 番 (宮 地)

担当課長で結構だと思いますが、この総務課が提出した資料を見ますと、今気がつきましたが、選挙運動用自動車の選挙公営の問題で、まずハイヤー方式、次に自動車借入れの契約、次に燃料の契約、最後に運転手の雇用契約というふうになっております。ハイヤー方式では5日間で限度額32万2,500円と、これはレンタカーなどではないですね。次の2番目に車の借入れの契約と、これが限度額7万9,000円、燃料の限度額が3万7,800円、運転手の雇用の限度額が6万2,500円、通常なら1番のハイヤー方式、自動車の借入れ、燃料代、運転手の雇用、これもこの三つの契約というか、委託するわけですが、このその下にある個別に車を借り入れたときの金額、それから燃料の契約の限度額、運転手の雇用の限度額、これの合計よ

会 議 の 経 過

りもはるかにハイヤー方式の車借入れ、燃料、運転手の雇用、同じ雇用というか、契約の形態としては一緒だと思うんだけど、残りの三つの合計金額よりもはるかにハイヤー方式のほうが金額が高いんですよね。お分かりですよね、三つの。これはこれで整合性が合っているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

議 長（田之畑）
総務課長。

総務課長（江 口）

そうですね、今質問のありました整合性的な部分でございますが、確かに議員おっしゃるとおりハイヤー方式につきましては32万2,500円、あと借入れ、あるいは燃料、運転手の雇用契約という部分を合計いたしますと17万9,300円程度になるようでございます。確かにそこに差額が生じるようでございますが、この分についてはこのような形で運用していきたいということでございまして、いわゆるハイヤーは全て、賄っている全て自体を、もちろんこの下も賄っているんですが、一応そのような形で全て網羅して、いわゆるハイヤーと、高級という部分ではないんでしょうけれども、そういう部分でしていただければこれだけですよということになっておりますので、一応このような運用でさせていただきたいということで思っております。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）
討論なしと認めます。
これから議案第44号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

会 議 の 経 過

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第 5 議案第 4 5 号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第 5 議案第 4 5 号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る 8 日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第 4 5 号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第6 議案第46号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
について

議 長（田之畑）

日程第6 議案第46号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

確認のために質問をしておきたいと思います。

国保税の均等割が7割・5割・2割の減額の世帯については、子供の均等割については、ほぼ全ての世帯で半額程度に減額されるという条例です。これは当然のことだと思いますが、この減額によって国保税額が減少した分については、国が補填するんだというふうに理解しておりますが、そのことの確認だけお願いしたいと思います。

議 長（田之畑）

税務課長。

税務課長（東水流）

お答えいたします。

おっしゃるとおり、国が補填をするというふうに伺っております。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第４６号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第７ 議案第４７号 東串良町地籍調査推進委員会条例を廃止する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第７ 議案第４７号 東串良町地籍調査推進委員会条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る８日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第４７号 東串良町地籍調査推進委員会条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第8 議案第48号 令和3年度東串良町一般会計補正予算(第7号)

議 長 (田之畑)

日程第8 議案第48号 令和3年度東串良町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 牧原議員。

4 番 (牧 原)

17ページなんですが、企画費の中で今度NHKの90周年記念をやろうかというようなことで1,191万1,161万円予算が組んであるわけなんですが、これは来年5月ということで、今この補正で出されたと思うわけなんですが、これで済むのか、また来年度の予算でどれくらいまた追加があるのか、あれば教えていただきたいと思います。

議 長 (田之畑)

企画課長。

企画課長(中 島)

お答えいたします。

電話ではございましたけれども、NHKの担当者と話をした中におきましては、もう必要な予算についてはこれで全てということでございます、現時点におきましてはですね。また協議をする中で、もし出てきたときにはまた当然補正予算等で、そのときには臨時会とか、そういったことで提出する可能性もあるかもしれませんが、現時点におきましては、これで全て足りるというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

ほかに質疑はありませんか。

## 会 議 の 経 過

1 番 小川議員。

1 番 (小 川)

24ページの消防費の3防災費、1報酬についてお伺いします。こちら79万9,000円の金額が報酬として示されていますが、防災管理監という職務の内容を御説明ください。

議 長 (田之畑)

総務課長。

総務課長 (江 口)

防災管理監の職務の内容ということでございますが、5点ほど思っております。

まず1点目でございますが、災害対策本部長を補佐し、応急対応等の総括調整という形がまず1点目でございます。2点目におきましては、町施策の防災関係事業に対する指導、助言、これが2点目でございます。3点目といたしましては、町防災担当職員等の育成指導ということでございます。4点目が国・県を初め、自衛隊、警察、消防等との連絡調整ということで4点目に考えております。5点目につきましては、町消防団に関する指導助言等ということで主には5点の職務内容をお願いしたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長 (田之畑)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第48号 令和3年度東串良町一般会計補正予算(第7号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。



## 会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第9 議案第49号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議 長 (田之畑)

日程第9 議案第49号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第49号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第10 議案第50号 令和3年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別  
会計補正予算（第3号）

議 長（田之畑）

日程第10 議案第50号 令和3年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別  
会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっております  
ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第50号 令和3年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会  
計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第11 議案第51号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

日程第11 議案第51号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第51号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第12 議案第52号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第8号）

議 長（田之畑）

日程第12 議案第52号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第52号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第8号）について御説明申

し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5, 820万円を追加し、歳入歳出それぞれ64億8, 020万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表「歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 牧原議員。

4 番（牧 原）

今回のこの件について、町長が間髪を入れずに提案されたことは非常にいいことだと思います。年内のお金と年明けのお金の価値は違いますので非常に喜ばしいことかと思いますが、この件については、前半で5万円ということで12月8日に提出されたわけなんです、そのときは5, 478万5, 000円ということで、うち給付金が5, 370万円、事務費が108万5, 000円だったわけなんです、今回はこれをオーバーして5, 820万円ということでこのオーバーした理由と、それから事務費が一括で行うわけですから108万5, 000円はかからないと思うわけです。どのくらいかかるものか質疑申し上げたいと思います。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（吉 永）

今回、5, 820万円を計上いたしました理由としましては、当初12月1日に専決処分として計上しました金額より増えている。この理由としましては、当初予算を計上しましたときには、国への所要額調べの中で国に申請した金額、それをそのまま予算として上げたわけですが、その後、どれぐらいの対象者が実際にいらっしゃるのかということで精査をしましたところ、人数が対象としましては、3月末までに生まれる予定の子供さん、新生児を含めまして1, 119名が該当になるということで今回前回の金額とは増額した形で予算の計上となったところでございます。

それから二つ目の御質問は、すみません、もう一度よろしいでしょうか。

議 長（田之畑）

4番 牧原議員。

4 番（牧 原）

事務費が前回108万5, 000円だったんですよ。今度一括して事務をされあす

## 会 議 の 経 過

のでこれほどはかからないと思うんですが、どれぐらいになるのか。

議 長（田之畑）  
福祉課長。

福祉課長（吉 永）

事務費につきましては、今回改めて5万円の給付が10万円になりましたという、その通知を改めてしなければなりませんので、その通信費として10万円程度かかる程度で、あとの振込手数料でありますとか、そういう手数料につきましては、1回分で済みますので追加の事務費としましては、その程度かかるのではないかと考えているところでございます。  
以上です。

議 長（田之畑）  
ほかに質疑はありませんか。  
5 番 西園議員。

5 番（西 園）

もう1回確認ですけれども、今回5,820万円の給付金が計上されていますが、今回、中学生以下が895名、高校生が200名、新生児が24名、合計で1,119名ということを聞いております。今回、5,820万円の中には1,164名分計上してあるわけですけれども、この差が45名ありますけれども、もう1回、課長確認ですけれども教えてください。

議 長（田之畑）  
福祉課長。

福祉課長（吉 永）

最初の5万円の計上を先にしましたときには、先ほど申し上げましたように対象となる人数を少なく見積もっておりましたので、その分の最初の計上した分が少なかったということで、そこが45名ほど増やさせていただいたということと、それから一、二名の追加もまたあるのではないかと、今回ちょっと多めにここは計上させていただいたということでございます。以上です。

議 長（田之畑）  
ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。  
それでは、特にないようですので、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第52号 令和3年度東串良町一般会計補正予算(第8号)を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第13 委員会の閉会中の継続審査の件

議 長 (田之畑)

日程第13 委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

教育産業常任委員長から目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議 長 (田之畑)

日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配りまし

## 会 議 の 経 過

た所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議 長（田之畑）

日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第4回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前10時33分